

Discussion Paper No. 3
Toyota Technological Institute

遺産相続権の道德的正当性

浅野 幸治

豊田工業大学

目次

序論 相続権否定論	1
第1章 ジョン・ロックの遺産相続権論	6
第1節 解釈	6
第2節 批判	15
第2章 現代日本の相続権擁護論	20
序節	20
第1節 扶養説	22
第2節 潜在的持分説	28
第3節 意思説	31
第3章 相続権擁護論——その2	39
第1節 生前契約説	39
第2節 信託説	40
第3節 先占説と公益（規約）説	43
第4章 功利主義的な議論	46
第1節 直接効用説	46
第2節 労働促進説	49
第3節 貯蓄促進説	53
第5章 では、故人の遺産をどうするか	55
第1節 子供の養育・教育	55
第2節 疑問に答える	57
結論	62
参考文献	65

序論 相続権否定論

自由主義の政治哲学では、いわゆる遺産相続権は道徳的正当性をもたないと思われる。その論理は以下の通りである。

- 1、権利の主体は個人であり、私有財産権の主体も基本的に個人である。
- 2、個人が亡くなったとき、その人の権利は消滅し、したがってその人の私有財産権も消滅する。
- 3、所有権者が亡くなった場合、その人が所有していた物は、私有財産以前の状態（無主または共有）に戻る。
- 4、（無主または共有の）いずれにせよ、その場合、故人が所有していた物に対して、誰か特定の個人が特別な権利をもつということはない。
- 5、したがって、所有権者が亡くなった場合、その人が所有していた物に対して、故人の親族が相続権をもつということもない。

このような立場を表明する論者は少なくない。例えば、笠井潔は次のように述べている。

ある個人が、自由な労働と交換から得た富は、その個人に属する。自由主義の立場からして、このような結論はとうぜんのものだろう。しかし、マネーゲームで成功をおさめた個人の子供が、それ以外の子供よりも優遇されるとしたら、それは自由主義の原理に反する。子供の世代はまた、平等なスタートラインで競争を開始するのが筋というものではないか。……自由主義の理念は、たとえば相続における累進課税の極大化を要求せざるをえない（笠井：56）。

個人が死んだあとに残された財産は、その多寡にかかわらず、だれのものでもない。所有権を主張しうる個人は、すでに死亡して存在しない以上、残された財産は無主とみなしうる。教育や福祉、さらに市場による供給が困難である種類の公共財の資金には、死後の個人財産をあてることが妥当である（笠井：221）。

また森村進も次のように述べている。

なぜなら、法的にどんな言い方をするとしても、実態として相続は、財産の所有者が死後自分の遺産を処分する権限を認める制度だが（遺留分は例外）、そもそも何の意思ももたない死者は行為者たりえないから、自然権の主体たりえない、と考えるべきだからである。リバタリアニズムは人々の自由を尊重するものだが、死者はもはや行為主体ではなく、自由も不自由もないのである。それゆえ死者の遺産には誰も正当に権限を持っているとはいえない。それでは無主物になると考えるべきか？ そう考えることにも理由はある。しかし、リバタリアンがたとえ最小国家ではあっても、何らかの政府の必要性を認め、強制的な課税もやむなしと考えるならば、さまざまな税の中で相続税が一番正当化しやすい。なぜならそれは、正当な所有者がいない財産を取り上げる税だからである（森村 2001：153）¹。

さらにジョン・シモンズも次のように述べている。

子供が親の遺産を相続する権利は、親から養育してもらう権利に基づいている以上、この養育してもらう権利を越えることはありえない。子供が養育してもらう権利とは、最低限の生活および（親に十分な資力がある場合には）適度に快適な生活に対する権利である。したがって子供には、適度に快適な生活を保障するのに必要な分を越えて親の遺産を相続する権利はありえない。子供がその権利を行使したあと、親が裕福であった場合には遺産が余ることになるが、それは子供に引き継がれるのではなくて、共同のものに、つまり全員で共有されるべきなのである。もちろん、相続に対するこのような制限は、他の理由からも適当と思われる。遺産相続は社会において子供の間に貧富の差をつくる最大の元凶の1つであり、真の機会の均等には財の平等が重要と思われるので、子供の相続権をほどほどに制限することによって機会均等という目標が推進されるのである（Simmons：211～212）²。

これら論者の議論には、私が最初に述べた論点も当然含まれているが、それとは異なる論点も認められる。第1に、森村の議論にはないのだが、笠井とシモンズの議論には、再配分的考慮とでも言うべきものがある。その論理は次のようにまとめられるだろ

¹ 森村 1995：201～202 でも同様な主張が述べられている。スタイナーも、同様な根拠から相続権を否定して、死者の遺産は無主物になると主張する（Steiner：249～258）。

² 引用にあたっては、一部（括弧でくくられた部分）を省略してある。

う。

- 1、自由主義は、自由競争を是とする。
- 2、競争が自由であるためには、公正でなければならない。
- 3、競争が公正であるためには、競争の出発点が平等でなければならない、あるいは少なくとも著しく異なっていないはならない。
- 4、ところが遺産相続は、競争の出発点の平等を著しく損ない、よって自由競争を阻害する。
- 5、したがって、遺産相続制度は基本的に廃止すべきである³。

第2に、シモンズの議論ではそれほど明確ではないが、おそらく3人に共通の論点として租税の論理とでも言うべきものがある。それは次のようにまとめられるだろう。

- 1、国家の必要性を認めたうえで、その財源が必要である。
- 2、遺産にはもはや所有者がいないので、それを国家の財源にあてることは、他の税（所得税や消費税）よりも正当化しやすい。
- 3、したがって、相続税を極大化すべきである。

ここで、今の2つの論点（再配分的考慮と租税の論理）と私が最初に述べた相続権否定論との関係を整理しておこう。まず、再配分的考慮は相続権否定論とは独立の論点である。というのは、再配分的考慮は、相続権が道徳的に正当な権利であったとしても、それに制限を加えようとする論理だからである。この点は、再配分の財源として正当な所得に課税する場合と変わらない。だから、再配分的考慮と相続権否定論とを同時に述べる笠井よりも、自分の立場が再配分的考慮ではないことを強調する森村の立論のほうが論理的に厳密である。またシモンズも、相続権否定論を補強する他の理由として再配分的考慮を述べている。他方、租税の論理は相続権否定論と密接に関連している。より正確に言えば、租税の論理は相続権否定論を前提としている。そのうえで、死者の遺産の扱い方に関して、国家の財源にあてるという提案をしているのである。（実を言えば、相続権否定論を認めた時点で「相続税」という表現は不適切になる。いったい誰に

³ ハスレットの論文（Haslett 1986）は、このような再配分的考慮を根拠とする相続制度廃止論である。ステルツァーは同様の理由からほとんど没収的な相続税制の導入を主張し（Stelzer：27～29）、オーツカも厚生機会の平等を根拠として相続権を否定する（Otsuka：35～38）。森永も機会の均等のために、基礎控除を2000万円とした上で、相続税率100%を主張する（森永：2～3）。

相続税を課すのだろうか。死者の遺族は、死者の遺産に対して権利をもたないのだから、なにも払いようがないだろう。)

実際のところ、相続権否定論を認め、かつ国家の必要性およびその財源の必要性を認めたならば、租税の論理は相当に説得的である。しかし、国家を解体しようというのなら、その財源も必要ではなくなる。また、国家の財源に死者の遺産をあてることに対しては、次のような異論がありうるだろう。「国家を維持する費用は、その構成員が負担するのが当然である。したがって、所得税や消費税の正当化に特別な困難はない。反対に、国民の負担とならないような安易な財源を国家に与えることは、国家の肥大化をまねかねないので危険である。」この場合、死者の遺産の取り扱いについては、国庫に入れるのではなくて、例えば国民の間で分配することが考えられるだろう⁴。だから租税の論理は、相続権否定論を前提とするだけではなくて、上のような2つの異論に答える必要があり、その意味で、相続権否定論よりも強い主張である。そのことを確認したうえで、相続権否定論に話を戻そう。本論の主題は、租税の論理ではなくて相続権否定論だからである。

相続権否定論の中心には、既に述べたように、死者は権利の主体ではないという考えがある。少なくとも私有財産権の主体ではないと考えられる。たしかに、死者が財産権を行使するというのはありえないことなので、死者の私有財産権について語ることは無意味に思われる。端的に言って、故人はもはや存在しないのである。だから、死者が私有財産権の主体ではないという考えは非常に強力である。それでは、遺産相続権を主張する人たちは、どのようにその権利を擁護するのだろうか。以下では、まず第1章でジョン・ロックの遺産相続権論を検討する。ロックを取りあげる理由は、ロックが非常に説得的な私有財産論を展開した哲学者だからであり、また遺産相続権を自然権として肯定しているからである。次に第2章では、現代日本で有力と思われる3つの相続権擁護論を検討し、第3章では、他の相続権擁護論の可能性についても検討する。さらに第

⁴ 古代のアテナイでは、国家の必要をみたした残りの銀は市民に分配する習慣だった（村川：80～81）。しかし前483年、ラウレイオン銀山で豊かな鉱床が発見されたとき、テミストクレスは市民を説いて、市民一人当たり10ドラクマずつ配当する案を退け、余剰の銀を大艦隊の建造に充当させた（ヘロドトス：巻七、一四四節）。これが短期的にはサラミスの海戦（前480年）での勝利につながったわけであるが、長期的にはアテナイ海上帝国の始まりとなった。

4 章では、相続制度を擁護する功利主義的な議論についても検討する。第 5 章では、相続権が道徳的に正当でないとした場合に故人の遺産をどうするかという問題に関して 1 つだけ提言を述べ、その上で私が述べてきた相続権否定論に関して想定されるいくつかの疑問に答える。最後に結論部では、それまでの議論をもう一度振り返って、全体のまとめとする。

第1章 ジョン・ロックの遺産相続権論

第1節 解釈

ここでは、まず初めにロックの私有財産論について略述した上で、彼の遺産相続権論を検討する。『統治論』第2編⁵で展開されるロックの私有財産論は、以下の3つの原則から構成される。

1、私有財産成立の原則

人が労働を加えた物は、その人の私有財産になる（27節4～7行）⁶。

2、私有財産成立の付帯条件

「他人にも十分なだけ同様な質の物が残されている限り」（27節12～13行）。

3、私有財産の範囲条件

腐らせずに利用できる範囲内で（31節7～9行）。

このなかでまず遺産相続権に影響を与えるかと思われるのは、3番目の私有財産の範囲条件である。この条件は、腐らせないという要件と利用するという要件のどちらを重視するかで解釈が分かれてくる。利用するという要件を重視するならば、ある人が自分の財産を利用できなくなった時点で、その人の私有財産権は成立根拠を失う。もちろん標準的な解釈は、腐らせないという要件のほうを重視する。そうすることによって蓄財という行為が正当化されるからである。しかし、その場合でも、ある人がその人の財産を腐らせないという理由で、その人の死後も永遠にその人の私有財産権があり続けると解釈する人は誰もいない。それは、1番目の原則が確立する私有財産権が、労働を加えた当人にのみ帰属するものだからである。これはロックの強調するところである。

人が労働を加えて得た私有財産に対しては、他の何人も権利をもたない
（『統治論』第2編27節11～12行）。

それは、労働の元にある身体（Person）に対して所有権をもつのが本人のみであり、他

⁵ 『統治論』第2編は『市民政府論』としても知られる。

⁶ 行番号は、ラスレット版による。

人はいかなる権利ももたないからである⁷。したがって、本人にのみ帰属する私有財産権は、その本人が亡くなった時点で財産権の主体を失い、権利として消滅する。その点に関しては、ロックも、ある人が亡くなったとき、その人がもっていた私有財産は私有財産以前の状態に戻ると明確に述べている（『統治論』第1編90節33～37行）。それが、自然状態における自然法の秩序だと思われる。

ところが驚くべきことに、ロックは、家族がいた場合には話が別だと主張する。その場合に、ロックは遺産相続権を自然権と捉えるようである。『統治論』第1編の中で次のように述べている。

もし誰かが特定の物に対して所有権を確立したならば、その物、その財産は、その人が遺言によって他人に与えるのでない場合、自然にその人の子供に伝わるのであり、子供がそれを相続し所有する権利をもつ（87節12～17行）⁸。

遺産相続は普遍的に行われているので、その根拠は自然なものと考えてのが妥当である（88節12～13行）。

既に述べたように、相続権否定論は、故人の親族が故人の遺産を相続する権利をもつことを否定する。それに対してロックは、故人の親族（子どもや配偶者など）には故人の遺産を相続する権利がある、しかもそれが自然権としてあると主張するようなのである。では、その自然な根拠とは何なのか。少し長くなるが、ロックの議論を引用する。

神は人間に、子供を作って子孫を残したいという強い欲求を植え付けた——そのゆえに、子供には、親の所有権に与る権利、親の財産を相続する権利がある。人間は財産を自分自身だけのために所有するのではない——子供も財産の一部に対して権利があり、財産に対する子供の権利は親の権利と合わさっているので、死によって親が財産を利用できなくなり逝ってしまったとき、その財産は全面的に子供のものになる。これが遺産相続である。人間は、自己を保存する義務と同じように、自分が作った子供を保護する義務が

⁷ 27節2行の Person が身体を意味することについては、別のところで論じた（浅野2006：21～23）。

⁸ 引用に際して原文の括弧部分は省略した。以下、特にことわらない限り、ロックからの引用は『統治論』第1編からの引用である。

あるので、子供は、親が所有する物に対して権利をもつことになるのである。……

というのは、子供は、自然の成り行きで弱い者として生まれ自らを養うことができないので、自然の成り行きをそのように定めた神自身の指図によって、親に養育保護してもらう権利——しかも、単なる生存権だけではなくて、親の状況が許す限りにおいて便利で快適な生活に対する権利——をもつからである。したがって、親がこの世を去り、子供への配慮が止まったとき、親の配慮はできるだけ遠くまで効果を及ぼすべきであり、親が生前に用意した資源は、自然が親に要求するように、（親が自分自身の次に配慮をする義務のある）子供のために意図されていると考えられる。だから、死にゆく親が言葉に表して何も言わなかったとしても、自然は、親の所有権が子供に継承されることを定めるのであり、子供はこのようにして、親の財産に対する権利つまり（他人が争うことのできない）自然な相続権をもつことになるのである（88節18行～89節16行）。

ここにはいくつかの考えが含まれている。それらをまず挙げておこう。

- 1、親は子を養育する義務があり、子は親に養育してもらう権利がある。
 - 2、子供は、親の財産の一部に対して権利がある。
 - 3、親は自分が作った財産を子供のために意図していると考えられる。
 - 4、親は自分が作った財産を子供のために意図すべきである。
- 1 番目の親子間での養育の義務権利関係は問題なく認めてよいだろう。

2 番目の親の財産の一部に対する子供の権利については、いくつかの解釈が可能である。まず直前の文「人間は財産を自分自身だけのために所有するのではない」（88節22～23行）は、一般的な言明であり、個人の私有財産が実は家族の共有財産であるというような見方を示唆する。自分だけのために所有するのではなかったとしたら誰のために所有するのかと問うとき、主として考えられるのは家族だからである。この見方は要するに、相続権否定論の第1の前提を否定することになる。すなわち、一般的には権利の主体は個人だけれども、いわゆる私有財産権に関しては厳密には個人の権利ではなくて個人が代表する家族の権利だというわけである。例えば、2人家族の私有財産は2人の共有財産であり⁹、3人家族の私有財産は3人の共有財産であり、5人家族の私有財産

⁹ 婚姻はそのような契約関係であると解することもできる。もしそうであれば、婚姻以外に

は5人の共有財産になる。このとき、家族の中の1人が亡くなったら、例えばAさんとBさんから成る家族でAさんが亡くなった場合、その人の財産権はどうなるだろうか。今、話を単純にするために、家族の全員が平等な財産権をもつとしよう。そうすると、生き残っているBさんは依然として共有財産の半分に対して財産権をもつだろうが、残りの半分はAさんという所有権者を失うことになるだろう。もし5人家族であったならば、生き残った4人は共有財産の5分の4に対して財産権をもつだろうが、残りの5分の1は所有権者を失うだろう。要するに、故人の遺産は遺族に相続されないのである。これでは、遺産相続権の擁護にならない。

上の議論に対しては、「家族の共有権を部分的共有権と解するのが間違いであって、家族の共有権は分割されえない共有権であり、全員が全体に対して権利をもつのだ」と反論されるかもしれない。実際にロックの言葉「財産に対する子供の権利は親の権利と合わさっている (their Kind of Right joyn'd with their Parents, in the Possession)」(88節24～25行)は、そのような解釈を示唆するかもしれない。この全員が全体に対して権利をもつ共同所有という考えは期待できそうに思われる。というのは、もし家族の共有財産が分割されえないのであれば、家族の中の1人が亡くなったとき、それは家族の財産に対して共有権をもつ人が1人減ったに過ぎないだろうからである。だから例えば親が亡くなったとき、親の遺産のすべてが子供のものになるのだろう(88節25行)。しかしながら、この共同所有という考え方は現実の遺産相続のあり方と整合的ではない。というのは、現実の遺産相続では、相続人が2人以上いる場合、故人の遺産は彼らの間で分割されるのが普通だからである。つまり、遺産(家族の共有財産)はもともと分割できないようなものではないのである¹⁰。

さらに言えば、ロックが遺産相続を論じた箇所に、家族(family)という言葉は見いだされない。その意味でも、私有財産が実は家族の共有財産であるという考えは、ロックの解釈としては見込みが薄い。

もう1つの解釈としては、親の財産の一部に対する子供の権利を、子供が親に養育し

も同様の家族契約を考えることもできるだろう。ただしこれは自発的な関係なので、誰かが望まない場合にはそのような関係はない。

¹⁰ 遺産が工場や店舗のように分割するのが困難なようなものの場合でも、持ち分という考えを使えば分割することができる。

てもらう権利、親が子供を養育する義務に基づけることが考えられる。実際にロックは88節27～30行でそのような根拠付けを明言している¹¹。すなわちそこでは、英語原文では分詞構文を用いて、「人間は、自己を保存する義務と同じように、自分が作った子供を保護する義務があるので (Men being by a like Obligation bound to preserve what they have begotten, as to preserve themselves)、子供は、親が所有する物に対して権利をもつことになるのである」と述べられている。もしそうであれば、子供が親に養育してもらう権利、親が子供を養育する義務が終わるところで、親の財産の一部に対する子供の権利も終わる。これは、シモンズが先の引用で強調していた点である¹²。ということは、子供が成人し独立したあかつきには、子供の相続権はないということである。つまり、未成年の子供は、養育してもらう権利に基づいて、それに必要なだけのものを親の遺産から受け取る権利があるが、成人した子供はその必要がないので権利もないのである。

この解釈は、より一般化して次のように言い直せるかもしれない。子供であろうと誰であろうと、被扶養家族は、扶養してもらう必要があるのも、それに必要なだけのものを故人の遺産から受け取る権利がある、と。実際にロックは93節で次のように述べている。

したがって子供は、既に示されたように、その生存が親に依存しているので (by the dependence they have on their Parents for Subsistence)、父親の財産を相続する権利をもつのである (93節1～3行)。

つまり、生存が親に依存しているということが根拠であれば、子供でなくても親に依存している人はみな、父親の遺産を相続する権利があると考えられる。そしてその権利の大小は必要性の大小によって決まると思われる。例えば、ある人に20歳の子供Aと15歳の子供Bとがいたとしよう、またAは障害があつて将来にわたって経済的自立の見込みがないとしよう。そうするとAは、Bに較べて相当大きな遺産を相続する権利をもつだろう。Bが養育してもらう必要性がもうほんの数年で終わるのに対してAが扶養しても

¹¹ 97節3～8行でも、子供の相続権は、親に養育してもらう権利に基づくとされている。

¹² この点に関しては、森村も同様の見解をとっているようである (森村 1995: 202)。

らう必要性は無期限だからである。では、心身ともに健全な配偶者が故人に依存していた場合は、どうだろうか。この場合も、相続権をもつと思われるが、それはどの程度にまでだろうか。それは当面の生活の必要性でいどのものではないかと私には思われる。

もちろん、故人の財産が実は故人とその配偶者とが協働して作り上げたものである限り、配偶者もその財産に対して相当の、例えば半分の権利をもつだろう¹³。配偶者の権利に関して、ロックは『統治論』第2編の中で、夫と妻は財産を共有し、妻は夫の財産の一部に対して権利をもつと述べている（83節15行、183節14～15行）。その根拠は、労働または契約である（183節20行）。だから、労働による権利がなかった場合でも、故人と配偶者とが例えば婚姻契約で共有財産（故人の財産）の取り分を2対8と決めていた場合には、配偶者はその財産の8割に対して権利をもつだろう。しかしこれらの場合、配偶者はその取り分の財産で自立できるならば、それ以上の遺産を相続する必要もなければ権利もないことになる。

いずれにせよ、養育してもらう権利や扶養してもらう必要性が相続権の根拠であるならば、それを根拠として相続される遺産よりも故人の遺産のほうが大きいことがありうる。つまり故人が裕福であった場合、故人の遺産が子供の権利や被扶養家族の必要性を満たしてなお余ることがある。そのような場合、相続は遺産の全体に及ばないことになる。しかし、ロックは「死によって親が財産を利用できなくなり逝ってしまったとき、その財産は全面的に子供のものになる」（88節25～27行）と述べている。実際に、「親がその財産を遺言によって他人に与えるのでない場合」（87節15～16行）、子供が親の財産の全体を相続することが遺産相続と呼ばれている。とすれば、養育してもらう権利や扶養してもらう必要性は相続権の根拠として十分ではないということになる。養育してもらう権利や扶養してもらう必要性と遺産相続権とのこの隙間を埋めるには、どうしたらよいのだろうか。

1つの可能性としては、子供や被扶養家族の「便利で快適な生活に対する権利」（89節5～6行）をシモンズのように「適度に快適な生活に対する権利」と解するのではなくて、「親の状況が許す限りどこまでも便利で快適な生活に対する権利」と解すること

¹³ 例えば夫が1億円の財産をもち、妻の財産がゼロであった場合、1億円の半分5千万円に対して妻は権利をもつ。当然、この1億円が予め夫5千万円、妻5千万円と分割されていた場合には、妻は夫の5千万円に対しては権利をもたない。

ができるかもしれない。このように解すれば、この権利は、親の状況が許す限り最大限度までの権利なので、親の遺産の全体に及ぶだろう。しかし、その場合、そのような権利が本当に養育してもらう権利や扶養してもらう必要性によって保証されるのかが疑わしいものとなる。というのは、養育してもらう権利にせよ、扶養してもらう必要性にせよ、それは受益者の必要性に基づいたことがらであり、したがって一定の水準で充足されると考えられるからである。

相続権の根拠に関して第3の解釈は、上で述べた3番目の考え、すなわち「親は自分が作った財産を子供のために意図していると考えられる」というものに注目する。つまり、子供の権利を親の意図に基づけようとする。もちろんこれは危うい道である。というのは親がその財産を子供のために意図しないことがありうるからである。例えば87節15～17行でロックは、人の財産は、「その人が遺言によって他人に与えるのでない場合、自然にその人の子供に伝わるのであり、子供がそれを相続し所有する権利をもつ」と述べている。これは、人がその財産を遺言によって自分の子供以外の人に与えることができること、その場合には遺産を子供が相続できない可能性もあることを示唆する。同様に『統治論』第2編の72節でもロックは、遺産相続との関連で次のように述べている。

人々は、一般的に、自分の財産を自分の好きな人に与える権限をもつ（72節10～12行）。

たしかに私有財産権の中には、私有財産を自由に処分する権利が含まれ、したがって私有財産を自分の好きな者に与える権利（贈与する権利）も含まれる。どうやらロックはこの贈与権を、人が亡くなった際にも適用するようである。つまり、故人の遺産の扱い方に関して故人の遺志を尊重しようと考えようである。これは、森村が強く反対するところである。森村は、生きた人の贈与権は当然認めるが、死者がその遺産を死者の好きな者に与える権利（遺贈する権能）は認めない（森村1995：201～203、2001：153～155）。死者はもはやそのような権利の主体ではないからである。しかしロックはまさにそのような遺贈権を認めるようである。

そうすると、どうなるだろうか。ロック研究では、故人の遺贈権（権能）と遺族の相

続権のどちらが優先するかということが議論されている（Waldron：242～246、Simmons：204～209）。故人の遺贈権が優先するならば、遺族が遺産を相続できない可能性もある。逆に遺族の相続権が遺産の全体に及ぶならば、故人は遺産を自分の好きな者に与える自由をもたないことになる。考えられる1つの折衷案は、遺族はその必要性に基づいて遺産を相続できるが、その後に残った分（遺産）に関しては故人が自由に遺贈できるというものである（Waldron：245～246、Simmons：209）。これは実質的に遺族の相続権を優先させる案である。

しかし、いったい遺産相続権とは誰の権利なのだろうか。私有財産の所有者の権利か、それともその人の家族の権利か。遺産相続権が私有財産権の一部と解される限り、遺産相続権は私有財産の所有者の権利と考えるのが筋だろう。いま我々が検討している解釈は、遺族の相続権——なぜ遺族が相続できるのかという根拠——を故人の意図に基づける解釈である。つまり「死にゆく親が言葉に表して何も言わなかったとしても」

「親が生前に用意した資源は……子供のために意図されていると考えられる。」だから他人ではなく子供が遺産を相続できるのである。では、親が遺言によって自分の遺産を子供以外の人に与えようとした場合はどうなるだろうか。

そこで出てくるのが、上で述べた4つめの考えである。すなわち「親は自分が作った財産を子供のために意図するべきである¹⁴。」その根拠は、親は自分自身の次には自分の子供に配慮する義務があるということである（89節11～12行）。ということは、子供の相続権の根拠は親の遺贈権であるが、親の遺贈権よりも子供の相続権のほうが優先するということなのだろうか。これは矛盾ではないだろうか。実際にシモンズは親の遺贈権と子供の相続権とが衝突すると述べている（Simmons：210）。しかしそれは適切な言い方とは思われない。なぜならば、子供の相続権が親の遺贈権に基づく限り、子供の相続権が親の遺贈権と衝突することはありえないからである。強いて言えば、親の遺贈権と衝突するのは子供の相続権ではなくて、親が子供を養育する義務である。これも

「衝突」と呼ぶのはあまり適切ではない。親の遺贈権と親が子供を養育する義務とは、むしろ独立のことがらである。親には遺贈権があつたり子供を養育する義務があつたりするというそれだけのことなのである。この点でウォルドロン理解のほうが適切と思

¹⁴ この「べき」は、ロックの文章上では、「自然が親に要求するように」（89節11行）という表現によって表されている。

われる。ウォルドロンは次のように述べている。

被扶養家族の権利は、ある人が亡くなった時点で抱えていた負債と同じように考えられる——それは、遺産に対する、ある種の請求権（a charge）なのである（Waldron：246）。

ただしウォルドロンは、（なぜかシモンズと同じように）この請求権を相続権の根拠と考えるようである¹⁵。しかし、債権者は、負債を抱えて亡くなった人の遺産を「相続」する権利をもつわけではない——債権者がもつのは、故人の遺産から負債の返済が行われることを請求する権利である。そうであれば同様に、被扶養家族がもつのも故人の遺産から扶養に必要なだけの支払いを請求する権利であり、それは遺産相続権とは別種のものと考えべきである。

これまでの考察をここでまとめると、こうである。子供の相続権の根拠は親の遺贈権である。ただし、親には子供を養育する義務がありうる。その場合は、負債の場合と同様に、遺産からその義務に必要なだけの支払いが行われる。では、このように子供の相続権よりも親の遺贈権を優先させたならば、家族にとって問題が起こらないだろうか。つまり、故人が遺産を遺族とは別の人に与えてしまう可能性があるのではないだろうか。これについてのロックの言葉は、「神は人間に、子供を作って子孫を残したいという強い欲求を植え付けた」というものである。これは、単に性欲のことではなくて、自分の子孫を（自分の代わりに）残したいという自然な感情のことであろう¹⁶。それは、自分が死にゆく者だという認識と密接に結びついている。そのゆえに、人は、自分の遺産を他人ではなく自分の遺族とくに子供に与えたいと願うのが自然なことなのである。しかも、この自分の子孫を残したいという欲求・感情は、単なる義務、子供を養育する義務とは違う。子供を養育する義務は、子供が成人したあかつきに終わる。他方、親は、自分の場合に財産は多いほうがよいように子供の場合にも財産は多いほうがよいの

¹⁵ そのうえでウォルドロンは、子供の相続権と親の遺贈権とは遺産の別々の部分に関わるので衝突しないと主張する（Waldron：246）。

¹⁶ ロックは述べていないが、人には自分の財産を残したいという欲求もあるかもしれない。というのは、人は、自分の子供がいなかった場合には養子をとってでも、自分の財産を相続させようとすることがあるからである。たしかに、自分の財産が自分の子供のような存在だとすれば、そういうこともあるかもしれない。

で、できれば多くの遺産を子供に与えたいと願う。だから例えば、遺族が成人した子供一人であった場合にも、親の遺贈権に基づく子供の相続権は遺産の全体におよぶのである。おそらくこれがロックの立場である。

第2節 批判

以上の考察が正しいとすれば、遺産相続権に関するロックの見解は、故人の遺贈権および自分の子孫を残したいという強い欲求の2つを主たる構成要素とする。この欲求に、子孫の存在（生存）を願う気持ちだけではなく、子孫をできるだけよい状態で残したいという気持ちが含まれることは既に述べた。しかし、この「子孫を残したいという強い欲求」が本当に人間の本性であるのか¹⁷、という点には疑いが残る。たしかに昔はこの欲求が強かったようであるが、他方で出家する人たちもいた。ただし、出家する人たちは、子孫を残そうと思わないだけではなくて、そもそも私有財産や家族までも放棄しようというのだから、一筋縄ではいかない。そこで今は話を世俗社会に限ることにしよう。それでも、現代では、結婚しない人や結婚しても子供を作らない人が相当数いる。そうすると、子孫を残したいという欲求は人間の本性ではないのかもしれない。もし人間がこの欲求から解放されたならば、家族もこの欲求から解放される。したがって家族は、男女の婚姻を核とする必然性がなくなる。例えば同性愛者の家族や障害をもつ人たちの家族というものも考えられるのである。しかし事実として、多くの場合に多くの人が子孫を残したいという欲求を感じる。ということは、この欲求は、たとえ人間の本性でなくても、やはり人間にとって自然な欲求なのかもしれない。

それはともかくとして、遺産相続権の正当性に関する限り、ロックの見解は、それが故人の遺贈権に依存するというものである。たしかに、もし故人の遺贈権が正当であれば、自分の遺産を家族以外の者に与えるのも家族に与えるのも故人の自由である——だから家族が遺産を相続したとしても不思議ではない。もちろん、故人がその意思を明かさないうちに亡くなった場合には、故人の遺志を推しはかることが必要になる。しかしその場合には、ロックが言うように（89節9～13行）、故人はその遺産を遺族（子供）のために意図するものと理解してよいだろう。したがって問題は、故人の遺贈権が正当か否

¹⁷ 「神が人間に、……子孫を残したいという強い欲求を植え付けた」（88節18～20行）というロックの言い方は、この欲求が人間の本性であるという見方を示唆する。

かである。

既に述べたように、ロックは故人の遺贈権を個人の贈与権から導き出すようなので、その論理をまとめると次のようになるだろう。

1、人々は、一般的に、自分の財産を自分の好きな人に与える権限をもつ。

2、したがって、人々は、死後も、自分の遺産を自分の好きな人に与える権限をもつ。

これは、相続権否定論の第2の前提を否定しているのである。相続権否定論の第2の前提は次のようであった。

2、個人が亡くなったとき、その人の権利は消滅し、したがってその人の私有財産権も消滅する。

相続権否定論の第2の前提は、死者が私有財産権をもたないことの根拠として、「個人が亡くなったとき、その人の権利は消滅する」という一般原理を述べている。ロックの論理はこの一般原理を否定することになるので、ロックが訴えかけている一般原理は次のようなものであると考えられる。

3、死者も一定の権利をもつ。

では、この死者の権利という一般原理は説得的だろうか。

死者は、例えばどのような権利をもつと考えられるだろうか。死体を冒瀆（損壊）されない権利や名誉を毀損されない権利が考えられるかもしれない。そこでまず死体を冒瀆（損壊）されない権利について考えてみよう。もちろん、どのようなことが死体への冒瀆（損壊）に当たるかは文化によって異なるかもしれない。例えばヘロドトスは『歴史』の中で、ギリシア人と違って、カッラティアイ人にとっては親の死体を火葬することが不敬なことであり、死んだ親の肉を食うことが敬虔なことであったことを伝えている（巻三、三八節）。火葬にせよ他の方法にせよ、自然現象として死体が崩壊することには変わりはない。その中でどの方法が敬虔であり不敬であるのかは文化によって異なるのかもしれない。しかしそれでも、たとえ葬りの形は違っても、アンティゴネーが言うように、しかるべく敬意を払って肉親の亡骸を葬ることは「書き記されてはいなくても揺るぎない神さま方がお定めの手」、永遠の手であるかもしれない（ソポクレス：454～458行）。とすれば、より一般的に、他人が死者の遺体を冒瀆しないことも人間としての義務であるかもしれない。しかしそれは、生き残った人間の義務であっても、

死者の権利であるとまで言えるだろうか。死者はもはや存在しないのだから、存在しない人の権利も存在しない。したがって、この義務にはそれに対応する権利がなく、「死体を冒瀆（損壊）されない権利」というのは他人が死体を冒瀆（損壊）しない義務の別表現にすぎないのである。（あるいは、死者ではなくて、死体が自らを冒瀆（損壊）されない権利をもつとは言えるだろうか。しかし、死体が意識をもつとは考えられず、自らの利害に関心をもつともうてい考えられない。）

このように考えてくれば、死者の名誉を毀損されない権利も、死者の権利であるかどうか疑わしい。実際に、死者の名誉を毀損する罪は、その行為が虚偽に基づいている場合にしか成り立たない（刑法第二百三十条二項）。言い換えれば、虚偽に基づくのであれば、死者の名誉を毀損してもかまわないのである。ということは、名誉を毀損することそれ自体というよりも、むしろ虚偽の公表に罪があると言うべきだろう。虚偽の公表は公益に反するからである。もちろん虚偽に基づいて死者の名誉が毀損された場合、死者の遺族は損害賠償や名誉の回復を求めることができる。しかしこの場合、原告は死者ではなく死者の遺族であり、死者の遺族は死者の名誉を守ることを通して自らの名誉を守ろうとしているのではないだろうか。死者の名誉に利害関心があるのは死者ではなくて死者の遺族なのである。したがって死者に名誉があるとしても、死者はその権利主体ではなく、せいぜい遺族が権利主体となりうるにすぎない¹⁸。

あるいは、もし人の死後もその人の魂が存在し続けるならば、その魂が人格として権利をもつと考えられるかもしれない。しかし第1に、死後の魂の存在は疑わしい。第2に、たとえ魂が存続するとしても、死後の魂がこの世のことに関与するとは考えられない。死体は既に感覚器官として機能しないからである。魂は目を通してこの世の光を見ることも耳を通して音を聞くこともできないだろう。したがって、魂は、たとえ死後も存続するとしても、この世の有様を知ることはできず、この世の事柄に関わることが

¹⁸ 次のような疑問が提起されるかもしれない——人の死後に起こったことがその人の人生の質に影響を与えることがあるのではないか。例えばある人がある研究課題に生涯を捧げて、晩年に問題を解決したとする——しかしその人の死後、その解法がある計算間違いに基づいて、実は問題の解決に成功していないことが分かったとしよう。そのような場合、たしかに、死後に起こったことがその人の人生の質に影響を与える。しかし、その影響を受けるべき当人はもはや存在しない。だから、この指摘は興味深い点ではあるが、死者に権利はないという私の論点には影響しない。

できないのである。

死体を冒涇（損壊）されない権利も名誉を毀損されない権利も死者の権利でないとすれば、死者が一定の権利をもつという一般原理は説得的と思われない¹⁹。それでは、死者は一般的には権利をもたないけれども例外的に遺贈権はもつという可能性はあるだろうか。死体に関して、死者は権利をもたないけれども生き残った者には一定の義務があることを上で見た。それと同じように、ひょっとしたら遺産に関しても、死者は権利をもたないけれども、生き残った者には一定の義務——この場合、死者の意向を尊重する義務——があると考えられるかもしれない。しかし、死体と遺産は同じではない。死体は故人を宿していた肉体であり、故人と切り離すことのできないものであった。生命を宿していたこの肉体に対して、生き残った者は敬意を表するのである。他方、故人と遺産との関係は外的である。つまり、遺産は故人から切り離すことのできるものであり、死亡という事実によって現に切り離された。そのとき、遺産に関して死者の意向を尊重する義務というのは、生者と遺産の関係ではなくて生者と死者の関係であり、死者がその意向を尊重してもらう権利に他ならない。ところが、死者はもはや存在せず、その権利も存在しないのだから、死者に対する義務も存在しない。したがって、死体の場合とは違って、遺産に関して、生き残った者は特別な義務をもたない²⁰。言い換えると、死者に（例外的に）遺贈権を認める根拠はない。

以上の考察が正しいとすれば、個人の贈与権から故人の遺贈権を導き出そうとするロックの議論は正当ではない。人は生前に自分の財産を自分の好きな人に与える権利が

¹⁹ 死者が権利をもたないとすれば、殺人犯は誰の権利も侵害していないと言われるかもしれない。が、そうではない。殺人犯は死者を殺したのではなくて生きている人を殺したのだからである。たしかに、通常の加害行為の場合には、被害者がいて加害者を追及することができる——それと違って、殺人の場合には、被害者がもはや存在しない。しかし、ロックに即して言えば、自然状態では誰でもが自然法の執行者となって加害者を罰することができるのである（『統治論』第2編7節4～6行、8節23～24行）。

²⁰ 次のような疑問が提起されるかもしれない——死体が、人格を宿していたからという理由で、冒涇してはいけないのならば、（労働を混入された）私有財産も、なにほどこ所有者の人格を宿していたのだから、冒涇してはいけないと考えられるのではないか。しかし、死体を冒涇してはならない理由は、故人に権利があるからではない。ある人が亡くなったあと、その人の私有財産権は存在せず、同じく自己所有権も存在しない。かつて所有していた物に対してもかつて自分のものであった身体に対しても、もはや権利は存在しない。では、なぜ他人には、死体を冒涇しない義務があるのか。権利と結びつく人格という概念よりも、もっと根源的な生命という次元で、私たちには（生命を宿していた）肉体に対して畏敬の念があるからである。

あるとしても、死後にまで、自分の遺産を自分の好きな人に与える権利はないのである²¹。

²¹ 死者の遺産を遺族が相続する場合に比べて、死者の遺産が無主のものになるのであればその無主財産を取得すべく人を殺す人間が増えて社会がより危険になるのではないか、という危惧があるかもしれない。しかし、所有権者が亡くなった物が無主ではなくて共有になると考えれば、そのような危惧は払拭できる。

第2章 現代日本の相続権擁護論

序節

森村は、遺産相続の根拠として4つの議論を取りあげ、それらをごく簡略に退けているので、それをここでも一応紹介しておこう（森村 2001：155～157）²²。

1、財産権の延長説

故人は財産権の点でまだ生きているかのように見なしうる。その場合、遺産を相続させる権利は財産を贈与する権利と異ならず、財産権の中に含まれる。

しかし（森村の反論）、「死者は大部分の法的関係において人格を失う」のであり、財産権の主体ではない。

2、共有財産説

死者の遺産は死者個人のものではなくて、家族の共有財産である。したがって、死者の遺産を遺族が相続するのが当然である。

しかし（森村の反論）、権利の主体は基本的に個人であり、死者が生前にもっていた財産は死者個人のものであった。

3、高齢者扶養補償説

家族は故人の面倒をみたので、「その代価として遺産を受けるにふさわしい。」

しかし（森村の反論）、代価が必要であれば、故人はそれを生前に支払うことができた。また故人の面倒をみなかった人が相続権をもつことも多いので、高齢者扶養補償説は相続権の根拠説明にはならない。

4、蓄財説

人が財産を大切にするのは、自分の死後の家族のためである。したがって、自分の遺産を自分の家族が相続しないのであれば、人は財産を大切にしなくなる。

しかし（森村の反論）、「人が財産を大切にするのは、自分の死後の家族のためである」と一般的には言えない。つまり、自分の死後の家族のことをどれだけ考慮するかは、人によって異なる。また、人が自分の財産を浪費することは本人の自由である。

以上、簡単に紹介したが、分かりにくいところもあるだろうから、若干の注釈を加え

²² 4つの議論の名前は、私が適当に付けたものである。

たい。財産権の延長説は、上で述べたロックの見解に近いようである。遺贈権が認められるならば、遺産を家族に相続させる権利も認められるからである。ただし森村の紹介では、遺産を相続させる権利が故人の生前の財産権の延長であると同時に「終末」と表現されていて（森村 2001：155）、ここには独自の視点がある。すなわち、人は死ぬに際して自分の財産を放置していくべきではなくて、「立つ鳥跡を濁さず」という言葉があるように、自分の財産を適切に始末していくべきであり、遺産を然るべき人に相続させることがその適切な始末方法であるというような考えが窺われる。というのも、人がその財産を適切に始末せず、いわば勝手に死んでいった場合、遺産の帰属が不明になり、生き残った者の間で混乱が生じる恐れがあるからである。所有権者が亡くなった遺産が無主のものになり、その取得を目指して人々が争うというのも不都合だろう。もしこのような視点が有意味であるならば、遺産を相続させる権利は「義務」と呼んでもよいかもしれない。もちろん、森村の反論は、遺産を相続させることは権利でも義務でもなく、遺産が無主のものになっても特別な不都合はないというものである。

共有財産説は、ロックの遺産相続権論に関して既に述べたのと同じ考えである。

高齢者扶養補償説は、命名が分かりにくいかもしれない。これは、遺族が故人に扶養してもらった権利があるから遺産を相続できるというのではなくて、遺族が故人に扶養や介護をしてあげたから遺産を相続するに値するという考えである。これに対する森村の主たる反論は、もし代価が必要であれば「故人は生前に財産を家族に贈与できたはずである」（森村 2001：156）——裏を返せば、生前に贈与しなかったのであれば、死後に遺贈する必要もない、ということだろう。なお、森村のこの反論は、共有財産説や蓄財説に対しても共通の反論である。

蓄財説もロックの見解に一応親和的である。ロック流に言えば、「親は自分が作った財産を子供のために意図していると考えられる」し、親は子孫をできるだけよい状態で残したいと願うのである。しかし、蓄財説の論理は帰結主義的である。その論理をまとめれば、こうなるだろう。

- 1、人が財産を大切にするのは、自分の死後の家族のためである。
- 2、もし仮に自分の遺産を自分の家族が相続しないのであれば、人は財産を大切にしなければならないだろう。

3、しかし、財産を大切にしないのはよいことではない。

4、したがって、遺産は遺族が相続すべきである。

言うまでもなく、この論理は、財産を大切にしないこと、浪費することは悪いことであるという前提に依存している。しかし、何が財産の浪費だろうか。自分が死ぬ前に自分の財産をすべて人に与えてしまうことは、特に浪費とは言えないだろう——財産の所有者が自分から他人に移るにすぎないのだから。とすれば、自分の財産をなにかと交換することも、浪費とは言えないだろう。では、純粹に無駄にする場合、例えば米を腐らせたり紙幣を焼却する場合はどうだろうか。このような場合は、確かに道徳的に称讃される行為ではないだろう。しかし、正義に反するかと言えば、そうではない。自分で作った価値を自分で無に帰するのは、もともと自分が財産を作り出さなかったのに等しいからであり、働いて財産を作り出さなかったとしても、非難されるいわれはないからである。要するに、自分の財産をどのように使おうと、当人の勝手なのである。森村の反論は、このような趣旨だろう。

以上、森村の論述を紹介したが、森村は相続権否定論者なので、相続権擁護論の取り扱い是非常に簡略である。そこで次に、相続権擁護論者による相続権の根拠論を見てみよう。伊藤によれば、相続権の根拠に関して、戦後日本の議論では、意思説と扶養説とが2潮流である（伊藤 1984：354～363、2002：14）²³。ここでは、これら2説に、（中川説のもう1つの柱であった）潜在的持分説を加えて、3つの説を検討したい²⁴。潜在的持分説も合理的な考えと思われるからである。

第1節 扶養説

まず扶養説から検討しよう。それが最も強力な議論と思われるからである。扶養説によれば、遺族が故人の遺産を相続する根拠は、遺族が故人に扶養してもらう権利にある。最も典型的な場合を見てみよう。子供は親に養育してもらう権利があり、親は子供を養育する義務がある。そこで親が亡くなった場合、子供は親の「遺産から自己の扶養

²³ 伊藤 1984 では、意思説が「新（民）法下の有力説」として述べられ（355）、扶養説を中心とする中川善之助の学説が「新（民）法下の通説の地位を獲得」していると述べられる（358）。

²⁴ 「血の連続」とか「血の代償」という考えが「無視しえない観念」と述べられることもあるが（佐藤：23）、私には理解しがたい観念である。

の資料を取得しえなければならない。この権利が実質上相続権にほかならない」（岩垂1982：547）²⁵。そして子供以外の扶養家族についても同じように考えるのである。しかし、このような考え方に対しては、既に戦前から近藤の次のような批判がある。

しかしながら、この思想を貫徹するときは、（１）扶養権利者と相続人とは、実質上、その資格および順位において、互いに一致しなければならぬし、（２）扶養を必要としない家族または親族は、たとえ、被相続人と密接な関係にあっても、相続権を有し得ない。かつ（３）遺産承継の範囲は、扶養に必要な程度に限られるべきであるが、かくのごとき相続法制は、未だ現実には樹立せられてはいない（近藤：13～14）²⁶。

例えば、故人の老父や老母または故人の兄弟姉妹が故人によって扶養されていたとしよう。また故人には子供が２人いて、子供Aは既に経済的に独立しているが子供Bはまだ17歳であるとしよう。このような場合、扶養の実態と相続法の実態とが合わない。まず故人の老父や老母、故人の兄弟姉妹は、故人によって扶養されていたにもかかわらず、相続法によれば、故人の遺産を相続する権利がない。故人の子供Aは扶養を必要としないが、やはり相続法によれば、故人の遺産を相続する権利がある（民法第887条、第889条）。さらに扶養を必要とする子供Bも、故人の遺産が十分大きかった場合、扶養に必要な程度以上の遺産を相続することになる。子供Bの相続分は、相続法によれば、故人に配偶者がいた場合には遺産の４分の１、配偶者がいなかった場合には遺産の２分の１である（民法第900条）。したがって、扶養説は相続権の根拠説明にならない、というわけである²⁷。

この批判に対して、岩垂は、次のように扶養請求権と扶養期待権とを分けて、その両方が扶養権に含まれると主張した。

ところで扶養権には二種類あり、一つは扶養期待権ともいうべきもので将来

²⁵ 岩垂1974：219にも同じ記述がある。

²⁶ 引用に際しては、旧字体や歴史的仮名遣いなどを現代表記に変えた。他の著者からの引用の場合も、以下同様である。

²⁷ 同様の批判は稲子（888～889）にも見られるし、松本の論文も扶養説に対する類似の批判である。

要扶養状態の発生により特定人（扶養義務者）に対して、当然扶養請求権を発生すべき地位であり、他は現に生活不能の状態にある者が扶養義務者に対して有する扶養請求権である。相続権の実質となる扶養権はこの両者を含む。すなわち被相続人の死亡当時現に扶養を受けていた者の扶養請求権は、扶養義務者の死亡によって直ちに相続権に転化し、扶養期待権は扶養義務者の死亡により履行期が到来し、共に死者の遺産を物体とする相続権に転化するものと考えべきである（岩垂1982：548）²⁸。

つまり岩垂は、扶養期待権というものを考えることによって、現に扶養を受けていなかった者（上の例では子供A）の相続権を根拠付け、扶養を受けていた者（子供B）についても扶養に必要な程度以上の遺産を相続することを正当化する。また近藤の「（1）扶養権利者と相続人とは、実質上、その資格および順位において、互いに一致しなければならぬ」という批判に対しては、「扶養権利者と相続人とは大体において、その資格及び順位は一致している」と答える（岩垂1982：549）。扶養権利者とは、配偶者と直系血族および兄弟姉妹である。相続人とは、配偶者、ならびに子およびその代襲者、子およびその代襲者なき場合に父母、父母なき場合に兄弟姉妹およびその代襲者である。したがって、確かに、扶養権利者の範囲と相続人の範囲とは大体において一致しているように見える。しかしこの一致も、実は扶養期待権が扶養権利者を拡大することによって可能となっている。つまり、現に扶養されていなかった者にも扶養期待権を認めることによって、扶養権利者を相続人に一致させているのである。

この岩垂の議論には2つの難点がある。第1に、確かに岩垂は、現に扶養されていなかった者がどうして相続権をもつのか、扶養されていた者がどうしてその扶養に必要な程度以上の遺産を相続しうるのかを説明しようとしている。しかし、現に扶養されていた者が相続権をもたない場合——上の例で言えば故人の老父や老母、兄弟姉妹がどうして相続権をもたないのか——については何の説明もない。この場合、扶養権利者と相続人とは大きく異なっているのである。第2に、確かに岩垂は、「扶養期待権は扶養義務者の死亡により履行期が到来し」と言うが、扶養義務者が死亡したときにどうして扶養期待権の履行期が到来するのだろうか。扶養期待権の履行期がもし到来するとすれば、それは扶養期待権者が現に生活不能の状態に陥ったときであろう。もちろん扶養期待権

²⁸ 岩垂1974：222にも同じ記述がある。

者が生涯そのような状態に陥らない可能性も十分にある。その場合、扶養権に基づいた相続権はついぞ現実化しない。だとすれば、そのような不確かな可能性に基づいて現実遺産相続させることは正当とは思われない。むしろ岩垂の「扶養期待権」は、現に扶養されていない者にも相続権を与えるための作為と思われるのである²⁹。

では、扶養説は正しくないとすべきだろうか。確かに扶養説は現行の相続法の根拠説明としては正しくないということになるかもしれない。しかし、まさにそのゆえに、現行の相続法制の批判として有効ではないだろうか。というのは、現に扶養されていた者に扶養請求権があるという考えには強い説得力があるからである³⁰。

これに関連して岩垂は、相続人が故人と「一定の親族関係にある」べきことを強調し、そうでない場合、例えば「包括遺贈や親族以外のもので事実上被相続人から扶養を受けていたものが相続財産の上に何等かの請求権を認められる場合」は「厳密な意味で相続ではない」と主張する（岩垂1974：216、1982：545～547）。しかし、相続権の根拠を扶養されていた事実（および扶養の必要性）に求めるならば、一定の親族関係に固執する必要はない。もちろん扶養されていた者が、たいていの場合に、故人と一定の親族関係にあることは事実である。しかし、それが相続権の条件になるわけではない。扶養されていた者に扶養請求権があり、そのことによって親族関係の有無はいつでもよいことだからである。あるいは逆に、扶養されていた者を家族と見なしてもよい。家族を血縁ではなく実態に基づいて定義するのである。血縁があっても家族としての実態のない場合や血縁がなくても家族としての実態のある場合があり、そういう場合実態をこそ重視すべきだからである。

だから、近藤の批判は、扶養説の批判としてではなくて、むしろ扶養説の論理の展開として読むことができる。そうすると扶養説はこういう主張になる。故人によって扶養されていた者だけが故人の遺産を相続する権利を有し、しかもその権利は扶養に必要な

²⁹ 扶養期待権の根拠は何だろうか。相続可能性だと答えるならば、説明が循環になる（伊藤1981：31）。

³⁰ 森村やシモンズのような相続権否定論者でも、このような扶養請求権（限定的な相続権）は認めるようである（森村1995：202、Simmons：211）。ただし笠井は、家族制度を解体し、育児費用を親ではなく市場社会に負担させるという考えなので、子供が親に扶養されるということが最初からない——したがって、扶養請求権に基づいた遺産相続権も生じない（笠井：77～92）。

程度に限られる。例えば、同じように扶養されていたとしても、17歳の子供と2歳の子供とでは必要性の程度が違うし、子供や障害者や高齢者のような生活能力のない者の場合と障害がなくて労働年齢にある者の場合とでも必要性が違うだろう。この論理の反面は、扶養されていた者の必要性を越える分については相続権は根拠付けられないということである。

実は、扶養説とよく似た説として生活保障説というものもある。扶養説に立つ岩垂が扶養期待権によって相続権を救おうとしたように、生活保障というのは扶養よりも広い概念のようである。この説の代表者である中川は次のように述べている。

相続の最も根本的な根拠は家族員の生活保障にある（中川1953：137）。

「生活保障」とは、相続財産が相続人にとって「生活の資」になるとか「生活をいくらかでも援ける」というほどの意味である（中川1961：3）。ここで注意すべき点が2つある。第1に、遺産がごく僅かであって相続人の生活にとってまったく不十分な場合があること。第2に、遺産が大きくて相続人の生活にとって余りある場合があることである。しかしながら、いずれの場合も、相続人の生活を助けるという点で変わりがない。特に第2の場合でも、相続人は自分で自分の生活を立てていかなければならないので、生活の資はあればあるほどよく、したがって相続財産が「生活の資」にならない——あり過ぎて余計になる——ことはありえないのである。この意味で中川の生活保障説は、被扶養者の必要性に基づいた扶養説とは若干異なる³¹。

しかしこれでは、「生活保障」という言葉の意味を薄めすぎることになるだろう。遺産も財産である限り生活に役立つことは当然であり、遺産を誰が受けとったとしても、その人の「生活の資」になるからである。例えば、遺産を故人の向こう三軒両隣の人が相続したとしても、相続財産はそれらの人の「生活の資」になる。それでは、なぜ特定の人間——あの人ではなくこの人——が遺産を相続できるのかが説明できない。だとすると、生活保障は遺産相続が結果としてもつことになる機能だとしても、特定の人がそれを享受できる根拠はむしろ過去に求めなければならない。

³¹ ただし岩垂の扶養説とは実質的に同じ趣旨の立場と見られることが多い（稲子：890、伊藤1984：355）。中川自身も、岩垂の「相続の根拠と現代相続法の目標」を自分と「同じような立場の論稿」としてあげている（中川・泉2000：13）。

その点の中川も了解しており、彼は相続権をもつ人間のことを「（故人）の財産に寄りかかって生活しており、また将来もそうして行く予定であった者」と述べている（中川1954：10）。そして相続を次のように規定する。

相続とは、家族協同態の一構成員の死亡により、他の構成員の生活保障が脅かされることを救うため、死者の財産をその協同態に関係ある特定の生存者に承継せしめることである（中川1954：11）³²。

これを見ると、中川のいう生活保障が積極的というよりも消極的な概念であることが分かる。つまり生活保障とは、なにかを与えるというよりも、奪わないものなのである。その前提となっているのは、故人の財産を「みんなで共同に利用し、共同に消費して」いたということである（中川1954：10）。例えば、親（所有者）が亡くなったからといって、子供が住み慣れた家（住宅）から出て行かなければならないのは困るというようなことであろう。この場合、子供は故人の被扶養家族である必要はなく、経済的に独立した成人であってもよい。要点は、子供の生活が故人の財産に「寄りかかって」いたということである。

では、共同で利用していたということは、故人の遺産を相続する権利にとって十分だろうか。例えば、ある人がお金を払って喫茶店を毎日利用していたとしよう。その人がこの喫茶店に入りびたっていたとすれば、その人の生活がこの喫茶店に「寄りかかって」いたとも言える。では、喫茶店の店主（所有者）が亡くなったとき、この利用者は喫茶店を相続できるだろうか。そうではないだろう。そうすると、共同で利用していたということは、故人の遺産を相続する権利にとって十分ではない。これを前段落の家（住宅）の例に当てはめて言えば、こうなる。子供は親が亡くなるまで親の家（住宅）を利用させてもらっていた、そのような恩恵を受けていた。しかしそれは、親の死亡後も、その恩恵が継続することを意味するものではない。この点を笠井はあっさりと「そうした個人は親が死ぬまで、親の家に住めた幸運に感謝するべきである」と述べている（笠井：82）³³。もちろんこれは中川説への批判である。

³² 強調のための下線は、引用者（私）が付け加えた。

³³ 森村1995：113でも同様の見解が述べられている。

では、故人の遺産を相続する権利にとって、共同利用ということに加えて、何が必要なのか。このように考えたとき、中川説の家産説的性格が浮かび上がってくる。中川にとって家族とは生活共同（協同）体であり、中川は家族について次のように述べている。

この場合の家族（有限家族）も、有限的存在ではあるが、消滅するまでの間はやはり、家族制社会の家族に似て、幾分共産的である。共産的というのが表現として少し強すぎるようならば、家産的といってもいい（中川1954：10）³⁴。

家産とは家族の共有財産という意味である。この思想が背景にあって初めて中川の生活保証説は生きてくる——つまり中川の生活保証説はそれだけでは機能しないのである。共有財産ということには、2つの側面がある。1つは、既に述べた共同利用ということである。しかし、なぜ共有財産であるのかという根拠を考えた場合、共同利用ということとはあまり重要とは思われない、むしろもう1つの側面、協同という側面のほうが重要と思われる。これが潜在的持分という考えなので、次にそれを検討しよう。

第2節 潜在的持分説

中川は次のように述べている。

家族構成員の財産、従って遺産は、近世財産法の組立て上、個人名義になつてはいても実質的には、大なり、小なり他の構成員の協力に負うものであり、これら構成員はその遺産の上に、一種の潜在的持分ともいふべき分け前をもっていると考えられ……。つまり夫の遺産の一部を妻が相続するのは、夫名義の財産中に妻の潜在的持分があるからであり、別の言葉でいえば、形式的には夫の財産となっているが、実質的には妻のものであった財産部分

³⁴ 括弧内は引用者（私）が補った。「有限家族」とは中川の用語であるが、それは「夫婦一代限りで消滅する家族態」のことである（中川1953：129）。それは「夫婦と未成熟の子供から成立つことを原則とする」（中川1961：1）から、現代で言う「核家族」と同じと見てよい。正確には、有限家族は無限家族と対をなす概念であり、両者の決定的な違いは生産方式の違いにある。すなわち、「無限家族が家族的生産方式（家業）の上に立っているのに反し、有限家族は社会的生産の上に立っている」のである（中川1953：133）。この最後の引用でも、括弧内は引用者（私）が補った。

を、相続を機会として、形式的にも妻のものとするのだということになる（中川1961：1）。

これは、現在の民法では寄与分として認められている考えである（民法第904条の2）。私も、既に述べたように、それが合理的な考えであると思う³⁵。ここでは注釈として4点を述べておきたい。第1に中川は家族構成員の協力を過大評価している。中川の言葉は次のようである。

妻は食事を用意し、衣服を調え、家計をはかり、育児を引受ける。子供は子供ながらに、使いに行ったり、留守番や店番をしたり、子守や掃除をしたりというような具合である。そんな簡単な労働でも、家の外で頼まれてすれば、みんな幾らかの報酬を受けうるものである。しかし妻も子もそれを受けない（中川1953：133）。

大企業の経営者や証券取引を業とする者などの財産には、家族員の協力による部分が一層微細なものとなるに違いない。しかしそのような財産の主体たる人にも、家族生活という基盤はあるのであるから、直接に経済的な協力は少ないにしても、安定した静穏な家族生活が、その人の経済的活動を助けたという意味での寄与は、決して過小評価されていいものではないであろう（中川・泉2000：10）。

これに対しては、稲子の次の批判のほうが適切である。

しかしこの程度の労働で、「家の外」に蓄積された巨額の財産を相続できるということは、社会的正義に反している。これとおなじように、妻の相続権の根拠として内助の功があげられるが、相続が問題となるような有産階級では、妻の家事労働はゼロにひとしいことを忘れてはならない。一般に妻の協力、あるいは妻の有無は資本主義的な私有財産の形成と蓄積にほとんど関係がない。資本主義社会では、農家のような小経営をのぞき、経済活動は消費

³⁵ 相続権否定論者である森村も「内助の功」はその功労者の所得として認めるようである（森村1995：202）。ただし「内助の功」ということで森村がどの程度のことを意味しているのかは明らかではない。笠井も、「市場で得た夫の所得には、妻の取り分がふくまれている」と述べるので、潜在的持分説を否定しないのではないかと考えられる——ただし笠井自身の主張は、夫は自分の死を待つまでもなく妻に家事労働の賃金を支払うべきだというものである（笠井：81～82）。

生活をのぞけば、すべて家庭の外でなされ、妻や子の協力は問題とならない（稲子：892）。

つまり潜在的持分が認められるためには、協力は「普通の、平均的な協力」ではなくて、故人の財産の形成にとって「顕著な」「直接の協力」でなければならない（遠藤1957：90）。家族にとって通常の協力であれば、それは故人の財産の形成にとって直接の関係がない——遺産を残さない人の場合でも、家族は互いに協力し合うのが当然だからである。この顕著な直接の協力が、現行民法では「特別な寄与」と呼ばれている³⁶。

第2に、「特別な寄与」の「特別」ということの意味が、民法の解釈としては、競合する他の相続人との関係で捉えられるようである（中川・泉2000：290～291、伊藤2002：311）。例えば、3人の子供のうち1人だけが無報酬で故人の事業（家業）に協力してきたような場合に、特別な寄与が認められる。つまり特別な協力とは、他の共同相続人がしなかったような協力のことである。この理解では、3人が等しく協力していた場合には、寄与分が認められないことになる。しかし、寄与分をもともと協力者の潜在的持分であったと考える我々の立場からすれば、1人で協力すれば寄与分が認められたのに3人で協力すれば寄与分が消滅するというのは不合理である。協力者が1人であろうと3人であろうと、それぞれの寄与分が潜在的持分であることに変わりはないからである。したがって、3人全員が協力した場合には、3人全員が潜在的持分・寄与分を認められるべきである。つまり、故人の財産の形成に対して、通常の家族的協力の域を越える「特別な寄与」を全員がしていたということも可能性としてはありうるわけであ

³⁶ 森村は、一方において、既に注35で述べたように「内助の功」を認めるようである（森村1995：202）。他方において、これも既に本章序節で述べたように老齢者扶養補償説を否定する（森村2001：156）。しかしこれは不整合と思われる。老齢者の介護が通常の家族的協力の域を越えるものであった場合、それは潜在的持分として認められてよい。故人の財産の積極的な形成と消極的な維持との間に本質的な違いはないからである。これは現行民法が「被相続人の財産の増加又は維持について」という文言で認めている通りである。反対に、もし森村が「故人は生前に財産を家族に贈与できたはずである」という理由で老齢者扶養補償説を退けるのであれば、同じ論理が「内助の功」にも当てはまる。つまり故人は生前に「内助の功」を認めて配偶者に財産を贈与できたのに、そうしなかった——ということはつまり故人は生前に「内助の功」を認めなかった、したがって死後にそれを認める必要もない、ということになる。もちろん、森村が「内助の功」を認めたのは1995年の『財産権の理論』においてであり、老齢者扶養補償説を否定したのは2001年の『自由はどこまで可能か』においてなので、その間に森村が見解を変えたということもあるかもしれない。

る。

第3に、中川は、故人と配偶者および子供（またはその代襲者）という有限家族を第1に考え、次に故人とその親および兄弟姉妹（またはその代襲者）というもう1つの有限家族を考える（中川1953：138～139）。これらが即ち、潜在的持分が認められる範囲である。しかし潜在的持分が認められる者は、これら親族に限定される必要はない。故人と同居していて、通常の雇用関係になかった者が故人の財産形成に特別の寄与をしたのであれば、それは潜在的持分として認められてよい。協同関係のなかった親族に潜在的持分を認めるよりも協同関係のあった非親族に潜在的持分を認めるほうが合理的だからである。これは、扶養説に関して既に述べたのと同様の点である（上記25頁）。

第4に、中川によれば潜在的持分は「相続の根拠」の一つである（中川1961：1）。すなわち相続人は、故人の遺産の中にある自らの潜在的持分を相続する。しかし、これは「相続」という言葉の使い方の問題かもしれないが、「潜在的持分を相続する」という表現は適切とは思われない。そもそも潜在的持分とはどういう性格のものだろうか。それはもともと自分のものであったということ、したがって「潜在的持分の顕在化」（中川1961：3）とはもともと自分のものであったものを取り戻すことである。それが、「家族員の家族的労働に対して、一々報酬は支払われないけれども……その労働対価は……いざ清算という時になると、表へ浮かび上がって来て、配分され」ということの意味であろう（中川1953：134）。だから、潜在的持分は相続に先立って権利として認められるべきである。つまり、故人の遺産からまず潜在的持分を控除し、残ったものが（扶養請求権に基づいた）相続の対象になると考えるべきである。

第3節 意思説

次には、意思説を検討しよう³⁷。高梨は、「今日、相続を維持すべき実質的根拠がなにになにあるか」（高梨1959b：919）との問いに対して、次のように答える。

相続は、その死亡によって帰属者を喪った個人財産の、相続関係者の自由な意思が明瞭なときはそれにより、それが不明なときは法定の枠によった

³⁷ この後、意思説、生前契約説、信託説、功利主義的な第1の議論（直接効用説）についての論述は、既に浅野2008で発表したものと基本的に同じ内容である。

(妻・夫や子へという) いわば推測された意思による帰属である (高梨 1958 : 47) ³⁸。

「相続関係者」とは被相続人 (故人) と相続人のことであるが、相続権の根拠を考える場合に圧倒的に重要なのは被相続人のほうである。相続人の意思が働くのは、相続権を受けるとか放棄するとか、相続人の間で分割方法を協議するとかの場合にすぎない。つまり、故人の遺産を相続する権利をそもそも誰がもつことができるかということに関して決定権をもつのは、故人の意思だからである。だから上の引用文の核心は、「故人の意思による」という点である。それは後半部の「推測された意思」という表現にも表れている。相続人は生き残っているので、意思を推測される必要があるのは故人に他ならない。したがって「推測された意思による帰属」とは「推測された (故人の) 意思による帰属」という意味に他ならない。要するに意思説は、相続の根拠は故人の意思にあると答えるのである³⁹。

上の引用文において「相続関係者 (特に故人) の自由な意思が明瞭なとき」とは、簡単に言えば、故人の遺言があった場合という意味である。かくして、この考え (意思説) によれば、遺言相続が本則となり、法定相続は、遺言がなかった場合にその欠如を故人の意思の一般的な推測により補って行われることになる。

意思説は、これまで述べてきた相続の根拠説明としての扶養説や生活保証説や潜在的持分説の主な難点を回避できる——その点でそれらの説よりも理論的にすっきりしている。すなわち、扶養の必要のない人や共同生活していない人や故人の財産形成に貢献しなかった人がどうして故人の遺産を相続できるのかを説明できる。意思説によれば、そこに合理的な理由は不要であり、故人の自由な意思は恣意的であってよいからである。つまり、扶養の必要のない人であろうと共同生活していない人であろうと財産形成に貢献しなかった人であろうと、故人がその人に自分の遺産を与えたいと思えば、それで十分なのである。

しかしながら、どうして故人の意思が尊重されるべきなのだろうか。この問いに対し

³⁸ 強調は原著者 (高梨) による。

³⁹ この点は、前川が明快に述べている。すなわち「遺言相続において指定相続人に遺産が承継される根拠は、ただ遺言者がそのような処分を欲したということだけである」 (前川 : 23) 。

て、意思説は、「それが私有財産権の論理だ」と考えるようである。

遺産処分の自由を原則視し、法定相続をもって例外的收拾措置とみることの必要は、自由な財産を認めた財産法がそもそもこれを熱望するところである（高梨1959b：920）。

私有財産権の絶対性、契約自由の原則の下に処分の自由を可能な限り認めようとする現行の財産関係において、所有者の死後の財産の帰属関係についても、死者の自由意思にまかせるのが妥当な線ではないだろうか（前川：21）⁴⁰。

いやしくも、私有財産制を実行して、私人の財産処分の自由を認むる限り、財産主体たる個人の死亡後に、その効力を生ずべき遺言その他の死後処分といえども、また絶対的に、自由でなければならぬ（近藤：10）。

これらの引用文は、私有財産権と自分の遺産を遺言によって人に相続させる権利との間の微妙な関係（距離）を表している。たしかに「死後の処分の自由」が、「私的所有権に含まれる」と言われることもある（我妻他：240）⁴¹。しかしそれは適切な言い方ではない。死後に権利を享受できる人は誰もいない——したがって、私的所有権も死後にまでは及ばないからである。むしろ「私所有権の死後延長」（川上：90）という表現のほうが適切である。ではなぜ死後延長を認めるのか、その延長の論理は何か。川上の次の言葉が、その答えを示唆するかもしれない。

私所有制のもとにあつて、人は誰しも、生前にそうであつたように、自分の死後もその財産を自由に支配し続けたいと希う（川上：90）。

しかしながら、所有権者が「希う」というだけでは私有財産権延長の論理的根拠として弱い。例えば次のような不道德な希いも、現代人の心理としては言えるのではないか。

私所有制のもとにあつて、人は誰しも、自分の財産の場合と同じように、他人の財産をも自由に支配したいと希う。

⁴⁰ 引用に際して、括弧でくくられた部分は省略した。

⁴¹ 強調のための下線は、引用者（私）が付け加えた。

さらに次のように不可能なことを希うことも、人間の場合かなり一般的である。

人は誰しも、生前にそうであったように、自分の死後も生き続けたいと希う。

これらの希いが、仮に人間に関する心理的事実であったとしても、その希いが道徳的正当性を獲得するわけではない。したがって、すべての所有権者が希うというだけでは十分ではないのである。

思うに、私所有権の死後延長を認めようとする動機は、次のようなものではないだろうか。人は、死の直前にもし十分な時間的余裕があったならば、自分の財産を自分の好きな者に贈与することができた⁴²。ところが多くの場合、死は不意にやってくる。だから、そういう場合には、私所有権を少し延長して十分な時間的余裕を死後に認めてあげよう。こうすることによって、死にゆく人は思い残すことなく死んでいけるわけである。しかし、これに対しては2つの反論が可能である。第1に、誰でも、死の前に、自分の財産を自分の好きな者に贈与するだけの十分な時間がある。もし生前に贈与しなかったとすれば、それは贈与する意思がなかったからである。であれば、死ぬときに思い残して死ぬこともないだろう。ということは、私所有権を死後延長する根拠がない。第2に、確かに、本当に突然亡くなるということもあるかもしれない。そうすると、その人は人生でやり残したことが数多くあって、無念であるかもしれない。しかし、それは財産の処分に限らない、一般的な人生の現実である——我々はそれを受け入れるしかない⁴³。それでも確かなことは、死者は何の主体でもなくなり、無念の思いからも解放

⁴² 自分の財産を自分の好きな者に贈与する権利は、自分の財産を譲渡する権利の一部として、当然、私有財産権に含まれる。私有財産権は権利の束だと言われるが、譲渡する権利は私有財産権にとってかなり中心的な部分なので、この権利を私有財産権から切り離して考えることは困難である。ただし、遺産相続権を否定しながら生前の贈与権を認めるというのは奇妙に思われるかもしれない。たしかに、（人生の競争の）出発点の平等を根拠として相続権を否定する立場からは、生前の贈与権を認めることは不整合に思われるだろう。しかし、本論者が依拠する相続権否定論はあくまでも生者と死者の区別に基づくものなので、生前の贈与権を否定することによって出発点の平等化を計ろうとするものではない。

⁴³ ある人は生前贈与をすることができる、しかし別の人は突然亡くなり生前贈与をすることができない。ところが、死が突然に訪れるかいなかは、偶然的な違いである。そのような偶然的な違いによって、生前贈与をできたりできなかったりするの是不公平ではないか、と言われるかもしれない。確かに、ある人は20歳で亡くなり、別の人は80歳まで生きる。結果とし

されるということである。だから、私所有権の死後延長によって死者の利益を計る必要もない。死者には利害関心がないのだから、死者の利益を計ることはそもそも不可能なのである。

それでも、私所有権の死後延長をするとすれば、それは故人の利益を計っているのではなくて、相続人の利益のためである。つまり、相続人が遺産を手に入れたいたがために私所有権の死後延長を望んでいるのだと考えざるをえない。しかし、それは純粋に利己的な主張であって、そこに道徳的な正当性はない。例えば、Aさんは亡くなる直前に十分な時間的余裕があったので、Aさんの遺族はAさんの財産の贈与を受けることができた。他方でBさんが亡くなる前にはそのような時間的余裕がなかったので、Bさんの遺族はBさんの財産の贈与を受けることができなかったとしよう。このときはたしてBさんの遺族は、「これでは公平ではない。私所有権の死後延長を認めるべきだ」と言えるだろうか。言えない。なぜならば、合理的な根拠なしになにかが与えられる人間に、それが与えられることを期待する権利はないからである。とすれば、意思説は、相続の合理的な説明として「もっとも進歩したもの」（鈴木：346）のように見えて、実は根拠薄弱なのである。

ときに、被相続人から相続人への所有権の移転は被相続人の死の瞬間に起こると言われることがある（カント：428）。実際に相続法でも、相続は被相続人の死亡のときに始まり、相続人はその時から被相続人の権利義務を承継するとされている（民法第882条、第896条）。しかし、それは事実と反する。現実には相続人が遺産を継承するのは、被相続人の死後である。ではなぜ、所有権の移転が被相続人の死の瞬間に起こると言われるのか。既に論じたように、故人の財産権を死後に延長することには困難がある。つまり、個人の財産権は死の瞬間に終わり、死者に財産権はありえない。そのとき、相続人の所有権が被相続人の死後に始まるのだとすれば、被相続人の死の瞬間と相続人が遺産を継承する時点との間に時間的隙間が生まれる。その間、遺産は所有者がないことになる、つまり故人のものではないことになる。そうすると、遺産を相続人が相続することもできなくなる。そこで、このような困難を避けるために、相続人の所有権を被相続人の死の瞬間にまで遡らせて、所有権の隙間を作らないようにしよう、と考えられるの

て、80歳まで生きる人は人生の様々な楽しみを享受する。これは不公平と言えるかもしれない。しかし、それが政治的に補正すべきような問題かと言えば、そうは思われない。

である⁴⁴。しかし、この考えは、相続を理論的に可能にするために考えだされた虚構にすぎず、相続権の根拠説明としては論点先取である。

また、生前に贈与された物が死後に受け渡されることもある、と言われるかもしれない。例えば、アメリカにいる A さんが電話で日本にいる B さんと話しをして、自分の物 C を B さんに「やるよ」と言い、B さんが「ありがとう」と答えたとしよう。ところが、C は大きくて重いので、A さんはそれを船便で送った。そうすると、B さんがそれを受けとるのは一ヶ月余り後になるが、その前に A さんが死んでしまったような場合である。この場合、A さんと B さんが電話で「やるよ」と言い「ありがとう」と答えた時点で、贈与が行われたと考えられるが、B さんが C を受けとるのは A さんの死後になる。つまり、財産権の移転と財産の移転とは区別して考える必要がある。したがって、所有権の移転が被相続人の死の瞬間に起こることも、遺産を相続人が被相続人の死後に継承することと矛盾するわけではない、というのである。もう 1 つ同様の、よりきわどい例を考えてみよう。D さんは死の間に E さんに電話を掛けて、自分の物 F を「やるよ」と言い、E さんもそれに「ありがとう」と答えたとしよう。電話を終えた直後に D さんは息を引き取り、翌日に E さんが F を受け取りにくるとする。この場合も、F の財産権が移転したのは D さんの生前と考えられるが、実際に E さんが F を受けとるのは D さんの死後である。

これら 2 つの例は、いずれも生前贈与の例である。生前贈与は、相続権否定論によっては否定されないで、C や F が B さんや E さんに引き渡されるのが A さんや D さんの死後にまで遅れることにも問題はないと思われる。また、そこから推論される、被相続人の死の瞬間に所有権が移転することとその後で相続人が遺産を受けとることが矛盾するわけではない、という点についても、確かにその通りである。問題は、被相続人の死の瞬間に（被相続人の意思に基づいて）所有権が移転するのかという点である。その点が、生前贈与の場合との決定的な違いである。生前贈与の場合には、確かに、A さんや D さんから財産権が B さんや E さんに移転したと考えられる。しかし、死の瞬間に、贈与をする能力があるのだろうか。死の瞬間とは、権利を失う瞬間であり、権利を失う瞬間に権利を行使するというのは、矛盾ではないだろうか。確かに、例えば財産を譲渡

⁴⁴ この点に関して柳澤は、「財産について一瞬といえども無主の状態を認めないというのが実定法の論理である」と解説している（柳澤・緒方：233）。

する場合には、譲渡するという権利行使と財産権を失うことが同時である。しかし、この場合には、財産権を行使することによって財産権を失うのであって、財産権の行使が財産権の喪失に論理的に先立つ。したがって、そこになんの矛盾もない。ところが、人が死ぬ瞬間には本人の意思にかかわりなく、財産権を失う。そのことが先にあって、その上で財産権を行使しようとするのは、論理的に無理がある。権利を失うときには、もはやその権利はないのだからである。

以上、相続の根拠に関して現代日本で有力と思われる3つの説を検討してきた。その議論の結果をまとめると、こうである。まず、最後に論じた意思説は、その根本のところで「死者の意思（利害・権利）」という観念に矛盾があり、相続権の正当化にまったく成功していない。他方、潜在的持分説と扶養説には一定の合理性が認められる。ただし、潜在的持分があり、扶養してもらう必要があるとしても、必ずしも遺産の全体を相続できるというわけではない。その合理性はあくまでも「一定の合理性」という限定的なものである。つまりAさんの遺産に対してBさんの潜在的持分があるとしても、だからといってBさんがAさんの遺産のすべてを相続するというわけではない。Bさんは自分の潜在的持分だけを回復できる。潜在的持分とは、それがもともとBさんのものであったということなので、その権利の回復が計られるのである。その後で残ったものがAさん個人の遺産であり、それが相続の対象になりうる⁴⁵。被扶養者も、必ずしもAさん個人の遺産の全体を相続できるわけではない。被扶養者はそれぞれその必要性に応じて、それぞれの被扶養にとって必要なだけのものを相続できるのである⁴⁶。

⁴⁵ 死者に権利がないのであれば、Aさんの遺産もAさんのものではなく、そうするとAさんの被扶養家族もそこから何も受け取れないのではないかと、言われるかもしれない。そうではない。被扶養家族の相続権は一種の請求権であり、債権と同じように考えられるからである。債務者が亡くなったから債権者が返済を受けられないということが不合理であるように、被扶養家族が扶養請求権を行使できないというのも不合理と思われる。

⁴⁶ このような考えに対しては、一々の場合に扶養の必要性や潜在的持分の大きさを査定するのはややこしい、したがって非現実的であると反論されるかもしれない。しかし、そうではない。まず子供の養育に関しては、当該社会で必要な月当たりの標準額を定めることができる。その月当たりの標準額に、子供が成人するまでの月数を乗じれば、その子供の相続額を出せる。障害者や高齢者の扶養についても、障害等の程度に応じて、当該社会で必要な月当たりの標準額を定めることができる。そうすれば、月当たりの標準額と平均余命とから、各被扶養者の相続額を出せる。ただし、平均余命より長生きする場合もある。また障害などが将来改善する見込みはあまりなく、むしろ加齢とともに悪くなる可能性のほうが高い。これらの点も考慮すれば、相続額にいくらかの加算をするほうがよいだろう。次に潜在的持分については、現在

その後なおAさんの遺産が残った場合には、どうなるか。笠井や森村やシモンズが主張するように政府の歳入とすべきか。それは別に考察を要する問題であるが、遺産が無主のものになった場合に、その無主財産を獲得すべく人々が競い合うというのも不都合だろうから、さしあたりそれを共有のものとして政府の管理下におくこともそれほど不合理ではないのではないか⁴⁷。そうすると、遺産に対してだれの潜在的持分もなく、かつ被扶養者もいなかった場合には、遺産はすべて政府の管理下におかれることになる。

でも特別な寄与は一つの場合に過去の具体的な事実に基づいて算定しているので、潜在的持分の算定も現在以上に特別に困難になることはないだろう。

⁴⁷ 所有権者が亡くなった物は私有財産以前の状態に戻るが、それは無主ではなくて共有の状態と考えられる——そう考えたほうが合理的である——ことは、別の所で論じたことがある（浅野2006：30～33）。

第3章 相続権擁護論——その2

第1節 生前契約説

上の第2章では、相続の根拠に関して現代日本で有力と思われる3つの説を検討した。次にこの第3章では、それ以外に考えうる説としてさらに4つの考えを検討したい。第1の考えは、生前契約説と呼ぶことができる⁴⁸。それは次のような考えである。Aさんが生前にBさんと約束（契約）を交わすとする。その約束（契約）は、BさんはAさんの財産を、Aさんが亡くなった場合に、Aさんの指定するCさんとDさんに与えるというような内容である⁴⁹。上の第2章第3節では、意思説が相続を死者の意思に基づかせようとする点が批判された。今の生前契約説は、相続を死者の意思ではなくて生者の意思に基づけようとするのである。AさんがBさんと契約を結んだ時点では、Aさんはまだ生きていたからである。だから、その契約はAさんの生前の意思を表す。

Aさんの指定する人物がBさん自身であった場合も、基本的な構造は同じなので、死因贈与契約も生前契約の一種である。よって、被相続人と相続人との間に暗黙の死因贈与契約があったと見なす考え方も、生前契約説の一種である⁵⁰。

たしかにAさんとBさんとの契約はAさんの生前に取り交わされた。一般的に言って、生前に交わされた約束（契約）は一方の当事者の死亡によって直ちに無効となるのではない。例えば、出征する兵士が友人に「もし万一自分が死んだ場合には自分の子どもをよろしく頼む」と言い、友人が「よし、分かった」と引き受けたとしよう。その約束は兵士の死後も有効であり、友人は約束を実行するだろう⁵¹。そうであれば確かに、BさんもAさんの死後、Aさんとの約束を守るべきだと思われるかもしれない。しかし、すべての約束が、一方の当事者の死後にも有効であり続けるわけでもない。例えば、EさんとFさんが毎年9月9日に会おうと約束していたとする。この約束はEさ

⁴⁸ これは、相続がこのような根拠によって正当化されるというよりもむしろ、このようにすれば相続を正当に行うことができるという案である。

⁴⁹ どうしてBさんは自分のものではない（Aさんの）財産をCさんやDさんに与えることができるのかという疑問に対しては、「Aさんの代理人として」とでも答えれば足りるだろう。

⁵⁰ 遠藤1980：7に、そのような見方が示唆されている。

⁵¹ これは、兵士に財産があることを必ずしも前提しない。たとえ兵士に財産がなくても、友人は約束を守るだろう。

んかFさんかどちらかが亡くなったときに実行不可能になり、約束も無効になると考えられる。したがって、約束（契約）が一方の当事者の死後にも有効であるか無効になるかは、約束（契約）の内容によるのである。

では、AさんとBさんが交わした約束（契約）——BさんはAさんの財産を、Aさんが亡くなった場合に、Aさんの指定するCさんとDさんに与える——は、Aさんの死後にも有効だろうか。有効ではないと考えられる。なぜなら、Aさんが亡くなった時点で、Aさんの財産はAさんのものでなくなる、言い換えるとAさんの財産は存在しなくなる。したがって、BさんがCさんやDさんに与えようにも、Aさんの財産がそもそも存在しない以上、この約束（契約）は履行不可能だからである。Bさんが約束の実行を期待されえない以上、約束は無効なのである。約束の内容に最初から矛盾が含まれていたと言ってもよい。この点が、兵士と友人の場合とは異なっている。友人は兵士の遺産を当てにしているわけではない。だから友人は、兵士の死後、自分の資力で約束を実行できるからである。その故に、この約束は兵士の死によって影響を受けない⁵²。

つまり、生前契約説は、生前の契約が死後も有効だという点に活路を見いだそうとしたわけであるが、それは、ある人の死後にもその人の財産が存在するという、不当な前提に基づいている。もし生前契約説が説得的に思われるとしたら、それは、死後にも財産権があるということを前提しているからにすぎない。ところが、それは不当な前提なのである。

第2節 信託説

生前契約説をより巧妙にした変わり種として「信託説」というのも考えられるので、それについてもここで論じておこう。まず信託説とは次のような考え方である。Aさんはその財産をBさんに譲渡し、Bさんに財産の管理・運用・処分を委ねる。Aさんが亡くなったとき、Bさんは譲渡された財産（信託財産）を、Aさんが指定していたCさんやDさんに引き渡す。なお、Aさんの生存中はAさん自身が、譲渡された財産（信託財

⁵² Aさんが亡くなった時点でAさんの財産がAさんのものでなくなる理由が死者に権利はないということであれば、亡くなった兵士も友人に対して約束の履行を求めることができなくなるのではないかと、言われるかもしれない。確かに、その通りである。亡くなった兵士には、そのような権利がない。にもかかわらず、友人は約束を守るだろう。友人にとって約束は生きているからである。

産)の受益者となる⁵³。上の生前契約説では、Aさん(被相続人)の所有権とCさんやDさん(相続人)の所有権の間に時間的隙間があるという難点があった。それが、Aさんが亡くなった時点でAさんの財産はもはやAさんのものではないということの意味であった。それに対して信託説では、Aさんの所有権とCさんやDさんの所有権の間にBさんを介在させることによって、所有権の時間的隙間を埋めようとする。すなわち、Aさんの財産がBさんに移転するのは、AさんとBさんがともに生きているときであり、信託財産がBさんからCさんやDさんに移転するのも、BさんとCさんやDさんがともに生きているときなのである。これは実によく考えられた方法である⁵⁴。

しかしながら、問題は信託の本性、信託とは何かという点にある。信託とは、ある(信託)財産をめぐる法律関係である。それは、通説(債権説)によれば、次のように説明される。Aさんがその財産をBさんに譲渡するとき、その財産権はBさんに完全に移転する。他方で、信託の受益者はBさんに対して債権的請求権をもつ。これは、物権と債権の峻別に基づいた、明快な説明である(新井：34～37)。しかしこの説明が説得的とは思われない。実態に即していないからである。信託という考えの現実の姿を見てみよう。果たして、どれほどの財産権がAさんからBさんに移転したのだろうか。Bさんが死亡したとき、信託財産はBさんの相続財産とはならない、つまりBさんの遺族によって相続されない(道垣内：209)。Bさんが破産したとき、信託財産はBさんの破産財団に組み込まれない(信託法第25条)。Bさんは一定の目的に従って受益者のために信託財産を用いなければならない(道垣内：31～34)。つまりBさんは、信託財産を受益者のために用いないことはできないし自分のために用いることもできない。たしかに、自分の財産を他人のために用いるということはある。しかしその場合、通常は、そうしない自由もある。そうする自由もそうしない自由もあってはじめて自分の財産であり、そのような自由のない信託財産は通常の意味ではBさんのものとは言いがたい。他方、Aさん(委託者＝受益者)はBさん(受託者)を解任できる(信託法第58条)⁵⁵。

⁵³ 大原：12では、このようなやり方が紹介されている。信託の歴史として同様のことが、道垣内：16～19、新井：6～8でも説明されている。しかも、日本でも2006年の信託法改正によって個人信託(相続信託)ができるようになった。

⁵⁴ 実際に歴史的起源から言えば、信託は、イングランドで不動産の遺贈が禁止されていたときに不動産を遺贈するために考え出された方法である(大原：12)。

⁵⁵ CさんとDさんはAさんの死亡時に受益権を取得するので、Aさんの生存中はAさんが唯

Aさん（委託者）は受益者（CさんやDさん）を変更できる（信託法第90条）。Aさん（委託者＝受益者）は信託を終了できる（信託法第164条）。さらに、例えばAさんの生存中にCさんとDさんが相次いで死亡し信託が終了した場合、信託財産はAさんに戻る（信託法第182条）。このようにAさんの生存中、Aさんは信託財産に対する相当の支配権を保持している⁵⁶。したがって、Aさんの生存中、信託財産は名義の上ではBさんに帰属していても、実質的な所有者はAさんなのである⁵⁷。

もしそうであれば、Aさんが亡くなったとき、信託財産は所有権者を失い、Aさんのものでなくなる。だからといって、Bさんは、自分が管理していた信託財産を自分のものにすることはできない。また、Aさんの財産がもはや存在しない以上、BさんはAさんの財産をCさんやDさんに与えることもできない。結局、Aさんが亡くなったとき、そこでAさんの財産権は終わるのであり、それ以上どうしようもないのである⁵⁸。

一の受益者である。

⁵⁶ 新井も、自益信託と他益信託を区別したうえで、自益信託について次のように述べている。

自益信託では、委託者は自分自身のための財産管理機構の創設を目的としている。このため、当然ながら、信託設定後も、委託者兼受益者と受託者との人的関係が信託関係の中核的要素として機能することとなるし、この信託の内部関係においては、委託者の意思が運営の基本方針としてきわめて重視されている。結局、そこでは、信託財産は依然として委託者の実質的支配圏内に留められているといえるのである（新井：59～60）。

⁵⁷ この点に関して福田他ははっきりしていて、実質的には受託者は受益者のための事務処理者にすぎず信託財産は受益者の財産であると述べている（福田他：5～6）。

⁵⁸ 生命保険は健康保険と同じように、相互扶助の制度である。つまり、多くの人が少しずつお金を出し合って、たまたま不幸に見舞われた人を助けるという趣旨のものである。したがって、保険への加入が加入者自身の自由な行為であるかぎり、そこになんらの問題もないと思われる。しかしながら、生命保険の場合、契約者と保険金の受取人が別であり、保険がかけられた人（被保険者）が契約者自身であるならば、契約者（＝権利者）の死後にどうしてその人の権利を保険金の受取人が継承できるのか、疑問に思われるだろう。というのも、契約者が亡くなることによって契約者の権利が消滅するならば、誰もその（存在しない）権利を継承できないはずだからである。この疑問に対して、ある程度は、故人によって扶養されていた家族が故人の死亡という事実によって生活に困ることがないように、つまり扶養の必要性を充たすという生命保険の性格によって答えることができる。しかし言うまでもなく、この説明は、保険金の受取人が故人によって扶養されていなかった場合には、効かない。したがって生命保険も、実は奇妙な（正当でない）制度である可能性がある。ただし実践的には、保険がかけられる人とは別の人が契約者となる——例えば妻が契約者となって夫に保険をかける——ことによってこの理論的困難を回避することができる。

生命保険に比べると、遺族年金は、あまり問題がないように思われる。というのは、遺族

ただし、信託契約が最初からAさんではなくてCさんやDさんを受益者に行っていた場合には、話が違ってくるかもしれない。例えば、信託財産の4割をCさんに割り当て、残りの6割をDさんに割り当てて、それぞれが成年に達するまでそれぞれに必要な教育費を給付し、それぞれが成年に達した時点でそれぞれに残った信託財産をすべて与えるような場合である。このような場合、信託が設定された時点で、基本的に信託関係からAさん（委託者）は離脱する（新井：59、118）。言い換えると、信託関係は、Bさん（受託者）とCさんやDさん（受益者）の間関係になる。そこで信託財産の名義上の所有権者はBさん（受託者）であっても、実質的な所有者はCさんとDさん（受益者）である。この場合、Aさんが生きていたときに財産の実質的な支配権がAさんから直接にCさんやDさんに移るので、この信託行為は遺贈（相続）というよりも生前贈与に相当する⁵⁹。ところが生前の贈与は、本論考で主題としている相続権否定論によっては問題とされないからである。

第3節 先占説と公益（規約）説

さて、上の信託説の場合、Aさんの遺産をBさんがCさんやDさんに与えることができるような印象を受けるのは、Aさんの遺産をBさんが物理的に保有・管理しているからである。その故にAさんの遺産がBさんのものであるかのような外観を呈するのである。そこで、相続の根拠に関して本章で検討する第3の考えは、先占説である（大竹：226、伊藤1984：343）⁶⁰。先占説とは、私有財産の原始取得を正当化する説の1つであり、ある物を最初に占有した人が、その物に対する所有権を獲得するという考えである⁶¹。この考えを相続の根拠に応用すると、次のようになる。ある人が亡くなったとき、その人の財産であったものは、私有財産以前の状態、例えば無主の状態に戻る。そのような無主の物は、故人が亡くなった時にそれを既に占有している家族（遺族）が、

年金は、扶養の必要性を充たすという生活保障の理念によって貫かれているからである。ただし、故人によって扶養されていた妻や子などに十分な資産がある場合には、どうして遺族年金支給の必要性があるのかという疑問が残るが。

⁵⁹ 税法上もそのように見なされるようである（新井：118）。

⁶⁰ 先占説に関しては、Harris, J. W. : 111～114 も参照。

⁶¹ ただし、私有財産の原始取得を根拠づける説明として先占説が説得的でないことは、別の所で論じたことがある（浅野2006：57～58）。

最初の占有者として、当然に継承する、つまり自らの私有財産として獲得する、というのである。この説は、遺産を家族（遺族）が実効的に保有している場合に強みが感じられるが、理論としてはとうてい受け入れられない。この説の論理的帰結として、直観に反することが色々出てくるからである。家族が故人と別居していた場合、家族が故人の遺産を最初の占有者として当然に継承することはないだろう。たとえ同居していたとしても、故人が病院で亡くなり家族が家を留守にしていた場合、その家を最初に訪れて占有した人が故人の遺産を継承するのだろうか。故人が銀行に預金をしていた場合、その預金は最初の占有者である銀行のものになるのだろうか。結局、故人の遺産を最初に占有した人が継承できるのであれば、多くの人が他人の亡くなるのを待ち望んで、他人が亡くなったときにその遺産を誰よりも先に占有しようとして殺到するというのも、やはり不都合だろう。

相続の根拠に関して本章で検討する最後の考えは、公益説と呼ばれる（木下106）⁶²。あるいは、規約説と言ったほうが分かりやすいかもしれない。この考えは、次の2点で、相続権否定論の論調に同意する。第1に、所有権者が亡くなった場合、その人が所有していた物は私有財産以前の状態に戻ること、第2に、その場合、故人が所有していた物は国家の管理下に入ることである。これら2点を認めた上で、故人の遺産をどうしたらよいかを、集団的意思決定の問題として考える。例えば現在の日本であれば、世論の動向はようになるだろうか。相当多数の意見として、故人の遺産を遺族に相続させる法定相続の枠組みが支持されるのではないだろうか。つまり、この考えは、相続権を自然権としてではなくて、規約に基づいた権利として正当化しようとするのである。この説は、相続権否定論にとって手強い。相続権否定論は、相続権を道徳的に正当ではない、言い換えると自然権としては認められないと論じるのであるが、公益説は、そのことを認めた上で、相続権を規約に基づいた権利として復活させようとするからである。

確かに、故人の遺産が社会のものであれば、その遺産をどうするかはその社会集団が自由に決めることができるように思われるだろう。しかし問題は、本当にどのようにでも決めることができるのか、なんらかの制約・制限が入ることはないのか、という点で

⁶² 近藤15～16、伊藤1984：342～343も参照。

ある。恐らくこの場面で、序論のところで述べた再配分的考慮が生きてくる⁶³。もし相続権が認められたならば、それによって利益（財産）を得る人とそうでない人とがいる。利益を得る多くの人たちは、相続制度を支持するだろう。しかし、利益を得ない人たちが相続制度を支持する理由はない。ということは、相続制度がたとえ多くの人たちによって支持されるとしても、それは多数派の専制にすぎない。多数派は、社会のものになった（故人の）遺産を私物化する一方で、少数派は、社会のものになった（故人の）遺産に対して正当な権利があるにもかかわらず、それを享受する機会を奪われているからである。社会のものになった（故人の）遺産は、皆が恩恵に与るような仕方で共同の目的のために使うこともできたのである。さらに、利益を得る人たちの中でも、下は数十万円から上は数億円以上まで、得られる利益には大きな違いがある。ところが、この違いには合理的な根拠がない。もちろん、利益を得る人たちと得ない人たちの違いにも合理的な根拠はない。合理的な根拠がないにもかかわらず、もし政府が人々を不平等に処遇するとしたら、それは正義に反する。法の下の平等という理念に適っていないからである。したがって、相続制度を規約として復活させようとする公益説も、相続権を正当化できていない。

結局、この章で検討した4つの説はいずれも——生前契約説もその変形としての信託説も、先占説も公益説も——相続権の正当化に成功しないのである。

⁶³ 再配分的考慮に訴えない森村は、公益説に対してどのように反論するのだろうか。

第4章 功利主義的な議論

第1節 直接効用説

これまで論じてきた相続権擁護論の他にまだ、相続制度を擁護する功利主義的な議論もあるので、この章ではそれらについて検討する。功利主義的な議論は、森村によれば、3つのものがある（森村2007：1164～1168）⁶⁴。第1の議論は、直接的に効用（厚生、幸福）に訴えかけるものである。多くの人は、自分の財産を自分の死後に自分の好きな者、特に家族に与えたいと思っている。この欲求が満たされることには効用があり、相続制度が否定されればこの効用が失われるというのである。例えばタロックは、次のように述べている。

今生きている人が、自分もやがて亡くなると自覚したとしよう。明らかに、没収的な相続税があれば、その人は遺産を残さないように計画するだろう。明らかに、この人は、自由を1つ失っており、そのぶん相続税によって不幸にされている。没収的な相続税が制定される前には、お金を貯めて相続人に残すことができたのに、制定後は、そうすることができないからである（Tullock 2004：253～254）。

しかしこの議論は、遺産を相続させたいという人々の欲求が正当なものであるかどうかを不問にしている。もちろん相続権否定論は、そのような欲求に正当性がないことを主張する。もしそのような欲求に正当性がないならば、そのような欲求を満たすことにも価値はないのである。したがって、相続制度を擁護するには、そのような欲求がもつに値するものであることを証明する必要があるが、功利主義的な議論にはそれができていない。

仮に議論のために百歩譲って、そのような欲求が正当なものであるかどうかという点には目をつぶるとしよう⁶⁵。それでも、故人はもはや存在しないのだから、欲求が満た

⁶⁴ この最近の論文で森村は、功利主義的な議論を3つ、自らの相続権否定論に対する反論として取りあげ応答している。私は基本的に森村と同じ立場なので、森村と同様なことを述べることになるが、いくらか詳しく論じたい。

⁶⁵ 私は功利主義者ではないが、ここでの趣旨は基本的に、功利主義的な議論をする人に対して功利主義的な議論を返すということである。ただし、第2や第3の議論（労働促進説や貯蓄

されて満足するわけでも満たされなくて残念に思うわけでもない。快や不快を感じる主体はもはや存在しないのである。したがって死者の効用は問題にならない。確かに「欲求充足説」によれば、たとえ故人がもはや存在しなくても、故人の欲求が満たされるならば、効用は増大すると言えるかもしれない（森村2007：1165）。しかし、死者の欲求充足を功利計算に入れることは、大変奇妙なことになるだろう⁶⁶。例えば、多くの人には自分の死後の国の将来にも関心があり、何党に政権を担ってほしいとか、某さんに当選してほしいとかいう希望をもっている。そのような死者の欲求が選挙の際に考慮されるとしたら、現在の政治を現在生きている人よりも死者が支配することになりかねない——現在生きている人よりも死者のほうが数が多いかもしれないのである。しかし、それは自治とか自己支配の原則に反する。実際に、功利主義がすべての人を一人として数えると言われるとき（ミル：526）、その「すべての人」は「すべての生きている人」という意味であり、死者は含まれないだろう。

これに対しては、死者ではなくて生者の快が問題なのだと論じられるかもしれない。例えば安藤は相続権否定論に反対して次のように述べている。

遺言を残した主体は現在存在しない。ではなぜ彼の遺産を遺言に従って処分せねばならないのか。……遺言を残した者の利益など死んでいる以上は問題にはならぬ。だが、少なくとも我々がそうしないならば、我々が自ら遺言を為した際にそれが実効あるものだと確信することが全くできないではないか……我々には自分の予期する利益を安定したものにするために、その予期を産みだしているシステムそれ自体を維持する動機が発生するのである。それゆえ、統治功利主義がこうした予期のもたらす快苦を高く評価するのならば、これ（ここでは遺言）を統治功利主義は法的権利として設定しようとする（安藤：246）。

同様にハルバックも次のように述べている。

促進説）を批判する際には、功利主義的でない論点も述べる。

⁶⁶ スタイナーは、死者に遺贈権を認める論理は死者に選挙権を認めることにもなるだろうと指摘している（Steiner：251）。遺言のような非共時的選好（欲求）——その時に対する今の欲求——の問題点については、奥野1998：43～46、1999：239～247も参照。

結局のところ、社会はそれが提供できる幸福の総量に関心をもつべきであり、多くの人にとって、自分の死後にも、自分が気遣っている人が生活に困ることなく、自分が残した相続財産のゆえによりよい生活を享受できるということが生前に分かることは、大きな快である（Halbach：5）。

たしかに、多くの人は、自分の財産を自分の死後に自分の好きな者、特に家族に与えたいと思っているので、その希望が叶えられると期待できることには効用があるだろう。この点は、それだけを取ってみれば、もったもだと思われるかもしれない。しかし、功利主義の立場からすれば、ある制度の効用だけを取りあげて、その制度の負の効用を計算に入れなかったり、別の選択肢の効用との比較をしないのは片手落ちである。例えば、相続制度の恩恵をあまり受けない人は、大きな財産を相続する人との競争において不利な立場に立たされることになる。これは負の効用であろう。また、再配分的考慮が述べていたように、相続制度によって競争の出発点が不平等となり自由競争が阻害されるならば、市場社会が活力を失うことになるかもしれない。これも負の効用であろう。さらに、相続制度のゆえに富の格差が拡大し、社会が富裕層と貧困層という二極に分化したならば、社会の調和、共同体の一体感が失われることになる。これも負の効用であろう。そうすると、相続制度の正の効用と負の効用とどちらが大きいのだろうか。仮に正の効用と負の効用を合算して、結局のところ相続制度に効用があったとしよう。しかしそれでも、相続権が否定された場合にも効用がある。例えば、政府の歳入を同じ水準と仮定した場合、相続税収が大きくなれば、そのぶん消費税や所得税が軽減され、そこで効用が大きくなる（森村2007：1166）⁶⁷。したがって、たしかにタロックは少し上の引用に続けて「この人の自由の損失は、社会における他人の（効用の）増大によって補填されない」と述べているが（Tullock 2004：254）、それは正しくない。相続制度の効用と相続権が否定された場合の効用と、どちらが大きいかは容易には分からないのである。

相続制度の効用を相続制度が否定された場合の効用と比較するとき、当然、相続制度が否定された場合に遺産をどうするか——言い換えれば相続税収を何に使うか——が大

⁶⁷ 森永の試算によれば、日本で基礎控除を2000万円とした上で相続税率を100%にしたならば、相続税収は53兆円と見込まれ、それは2007年度の税収総額に匹敵するので、所得税も消費税も法人税も廃止できるとのことである（森永：2）。

きな問題になる。たしかに遺産をどぶに捨てるのであれば、相続制度が否定された場合の効用はゼロに等しい。せいぜい、相続制度の正の効用よりも負の効用のほうが大きかった場合に、その負の効用を打ち消すことができるにすぎないだろう。しかし反対に、大きな効用を産み出すような遺産の使い方を考えることもできる。もちろん功利主義は、効用を大きくするように求める。

その点で実は、功利主義によって相続制度を擁護するというのは、そもそも奇妙に思われる。というのは、富に関して限界効用逓減の法則が成り立つので、功利主義は、富の再配分を支持する強力な論拠になると考えられるからである。つまり、こういうことである。例えば、年収が1千万円ある人にとって最後の百万円がもつ効用よりも、年収が50万円しかない人にとって追加の百万円がもたらす効用のほうが大きい。したがって、1千万円ある人から百万円を、50万円しかない人に再配分したならば、効用の損失を効用の増大が上回るのである⁶⁸。ところで、大きな財産をもっている人の家族はすでに裕福である可能性が高い。そうすると、大きな財産をもっている人が亡くなったとき、故人の遺産を既に裕福な遺族に相続させるよりも、次章第1節で述べるように真に困窮している人——例えば親のいない子供——に振り向けたならば、効用の損失を効用の増大が大きく上回りそうである⁶⁹。言い換えると、功利主義は、相続制度の否定を支持しそうなのである⁷⁰。

第2節 労働促進説

⁶⁸ この論理で行けば、再配分すべき額は実は百万円に留まらない。最大幸福を追求すれば、475万円を再配分し525万円のところで完全な平等を実現することになるだろう。実際に、例えば功利主義者ピーター・シンガーは「飢饉と富裕と道徳」と題する1972年の論文の中でそのような論理を展開している（Singer 2002：148～149, 154）。すなわちシンガーによれば、豊かな国の人々は貧しい国で食料や住宅や医療がなくて苦しみ死にかけている人たちを援助すべきであり、しかも援助による効用の損失が効用の増大と均衡する一歩手前までそうすべきなのである。これは言い換えれば、援助する側の生活水準が援助される側の生活水準に非常に近くなるまでということである。

⁶⁹ Haslett 1986：135～136、1994：243にも同様な議論がある。

⁷⁰ 実際に、遺体に関して功利主義者は、遺体を遺族に引き渡して無駄にするよりも、臓器の提供を必要としている人たちに再配分して有効に利用したほうが功利に適うと考えるようである（Harris 1983：228～229, 232、1992：100～103、2003：130～133）。日本でも児玉が、そのような功利主義的な見解に賛意を表している（児玉：185～188）。

第2の議論は、没収的な相続税は人々の労働意欲を減退させる、それに対して相続制度は人々の労働意欲を引きだし、結果として生産性が高まり社会全体の厚生が計られるというものである⁷¹。次の第3の議論もこの第2の議論と密接に関係しているので、ここで述べておくのがよいだろう。第3の議論は、没収的な相続税は人々に貯蓄意欲を失わせる、それに対して相続制度は人々の貯蓄意欲を高め、結果として資本が蓄積され経済成長が促されるというものである⁷²。このような議論を述べるマカフェリーの論理は、私なりに再構成すれば、次のようであると思われる。まず次のような定式がある。

$$\text{所得} = \text{消費} + \text{貯蓄}$$

これは要するに、稼いだお金は、使うか使わないかの2つに1つだということである。使ったならば、それが消費であり、使わなかった場合、それが即ち貯蓄されることになる (McCaffery 1994b : 297)。ここで、既にタロックが述べていたように、没収的な相続税があれば、人々は遺産を残さないようにする。言い換えれば、「無一文で亡くなる」ようにする (Tullock 2004 : 253)。貯蓄がゼロということである。そのためには、所得を消費に合わせるか、消費を所得に合わせるか、あるいはその両方が考えられる。所得を消費に合わせるとは、使わないお金を稼ぐよりは稼がないようにする、つまりあまり働かなくなる、そのぶん余暇を楽しむことになる。消費を所得に合わせるとは、稼いだお金を政府に没収されるよりは自分で使ってしまうということである。たしかに、貯蓄をゼロにするためには、所得を消費に合わせるか、消費を所得に合わせるか、2つの対処法があるので、人々があまり働かなくなるということは必然的には出てこない。しかし、そのような可能性は十分に考えられる。これが第2の議論の論点である⁷³。

⁷¹ マカフェリーは、労働がそれ自体で価値あることだと主張し、自らの立論を功利主義的なものではないと述べている (McCaffery 1994b : 289)。しかし、「労働意欲を引き出す」ということの含意を、生産性が高まり社会全体の厚生が計られると見るのが自然だろう。

⁷² 第3の議論は、実は第2章の序節で紹介した蓄財説と非常によく似た考え方である。

⁷³ マカフェリーの論文では、相続税のもとでは消費が拡大し労働と貯蓄が減少するということが同時に述べられている (McCaffery 1994a : 318~320、1994b : 287~289)。しかし、消費の拡大を問題視する人は他にいないし、労働の減少と貯蓄の減少は相続税を批判する論拠としては分けて考えたほうがよい。

しかし、没収的な相続税によって人々があまり働かなくなるかどうかは、そもそも人が何のために働くのかということに依存するだろう。たしかに遺産を遺族らに与えることが労働の唯一の、または主要な動機であれば、人々の労働は没収的な相続税によって大きな影響を受けるだろう。しかし、人が働く動機はそれだけではない。例えば、マカフェリーのたとえ話に出てくる「儉約家さん」は、労働がそれ自体で価値あることだから働き、労働によって社会に貢献できるから働き、将来に備えて貯蓄しておくことが重要だから働くように思われる。その結果、儉約家さんが亡くなった時には、儉約家さんは遺産を子供らに残すことになるが、マカフェリーのたとえ話では、子供らは既に立派に成長し経済的にも安定していて、相続財産の必要性はあまりないようである (McCaffery 1994a : 342、1994b : 294)。つまり、遺産を遺族らに与えるということは、儉約家さんにとって働くための動機としてあまり重要ではないように思われる。儉約家さんは、たとえ子供がいなかったとしても、やはり熱心に働き熱心に貯蓄するのではないだろうか。また儉約家さんに関して挙げたものの他に、人が働く動機としては、収入を得るため、同僚や社会から尊敬されるため、自尊心のためなどもある (Haslett 1986 : 144~145、1994 : 251)。このように人が働く動機にはいくつかのものがあるので、仮に遺産を遺族らに与えたいという動機が否定されたとしても、それによって人々の労働が受ける影響は大きくないと思われる。

そもそも人が遺産を遺族らに与えたいと思う理由は何だろうか。遺族らが生活に困らないようにということが考えられる。そうすると、遺族が生活に困らないだけの財産を成した人は、もはやそれ以上の遺産を残す必要がないので、それ以上に働く必要もないということになりそうである。しかし実際には、十分な財産を成した人でも、それで働くのを止めるわけではなくて働き続ける。したがって、やはり労働は、遺産を遺族らに与えたいという考えとはあまり関係がなさそうである⁷⁴。

それでも、不合理な衝動から遺族らにできるだけ多くの遺産を与えたいと願い、その故に一生懸命に働く人も中にはいるだろう。そのような人は、確かに、没収的な相続税によって労働意欲を削がれるだろう。しかし、それを認めたとしても、相続制度によってもたらされる労働意欲の減退も考慮に入れる必要がある。というのは、相当の遺産を

⁷⁴ 森村も、人は子供ができたときに労働意欲が高まるけれども、それは子供に遺産を残したいからではなくて子育てにお金がかかるからだとして述べている (森村2007 : 1166)。

相続した人たちがあまり働かなくなることが知られているからである。正確にホルツイーキン他の研究結果を述べれば、平均で約35万ドルの遺産を相続した独身就労者はその約18パーセントが就労をやめ、同様の遺産を相続した共働き夫婦の場合その約34パーセントが共働きではなくなったというのである（Holtz-Eakin, Joulfaian, and Rosen : 418～419、421）⁷⁵。これは労働のかなりの減少なので、没収的な相続税による労働の減少がいくらかあるとしても、相続制度のほうの人々の労働意欲を減退させ社会の生産性を下げていると言える⁷⁶。別の言い方をすれば、没収的な相続税によって、ある人たちの労働意欲が下がるとしても、その子供らの労働意欲が高まる。しかも、ステルツァーが示唆するように、子の世代のほうが若くて活力があるので、親の世代の労働の減少よりも子の世代の労働の増加のほうが大きいと考えられるのである（Kristol : 106～107）。

今、相続制度は相続人の労働意欲を減退させるという点を述べた。これに対しては、次のように論じられるかもしれない。相続制度が否定されれば、生前贈与が行われることになるので、子の世代で労働意欲が減退する時期が早まり、その影響はより大きい、と（McCaffery 1994a : 320～321）⁷⁷。つまり、相続制度が否定された場合のほうが労働意欲の減退が大きいので、相続制度のほうがまだ、ということである。たしかに、贈与する権利は私有財産権の中に含まれるので、自由主義の立場に立つ限り、生前贈与を制限することは困難である。しかし、生前贈与を受けた側において対策をとることはできる。すなわち、本人が働いて得たものではないという理由で、受贈した財産に高率の取得税を課すことができる。そうすれば、子の世代の労働意欲の減退を最小限に留めることができるだろう。

⁷⁵ 調査対象となったのは1980年代前半である。なお、ゲイルとスレムロッドは、ホルツイーキン他によれば35万ドルの遺産を相続した場合、独身者の就労率は12ポイント下がり、既婚者の共働き率は14ポイント下がると述べているが（Gake, Hines, and Slemrod : 45）、何と何を比較して述べているのか明らかではない。

⁷⁶ ハスレットは、相続制度のもとでは、その恩恵を受けない者は大きな恩恵を受ける者との競争に勝てる見込みがないからあまり熱心に働かなくなるという点も指摘している（Haslett 1986 : 145、1994 : 251～252）。

⁷⁷ マカフェリーは、相続制度が否定され生前贈与が行われることになれば、子の世代の出発点の不平等がより大きくなるとも示唆している（McCaffery 1994b : 290）。例えば親が80歳で亡くなりその遺産を50歳の子供が相続する場合と、親が50歳の時にその財産を20歳の子供に贈与する場合とを比べてみればよいだろう。

さらに翻って考えてみれば、労働意欲の減退は本当に悪いことだろうか。人々が必要以上に働かなくなれば、そのぶん人々は家族と一緒に過ごしたり、友人と余暇を楽しんだりするだろう。このような活動は、単に幸福のための手段を確保するのではなくて、直接的に幸福に貢献する。言い換えれば、ある程度働いたならば、それ以上は労働するよりも余暇を楽しむほうが効用が大きいと考えられる。

第3節 貯蓄促進説

第3の議論は、没収的な相続税は人々に貯蓄意欲を失わせるというものであった。この議論は、第2の議論よりも直接的に出てくる（帰結する）ように思われる。というのは、所得を消費に合わせるのであれ消費を所得に合わせるのであれ、お金を使わないで残して政府に没収されるよりは「無一文でなくなろう」と考えることは理解できるように思われるからである。しかし、この議論は高齢者には当てはまるかもしれないけれども、青年・壮年の人には当てはまらない。青年・壮年の人はまだ死期が近いとは思っておらず、政府に没収されるためではなくて自分の将来（子供の教育や自分の老後など）に備えて貯蓄するのだからである。

いずれにせよ、没収的な相続税が貯蓄を減少させるというだけでは、批判にならない。貯蓄が少なすぎる可能性があるように、貯蓄が多すぎる可能性もあるからである（Tullock 2004：248）⁷⁸。もちろん、適正な資本の蓄積（または貯蓄率）がどれだけであるかを決定することは容易ではない。しかし仮にそれが分かったとして、適正な水準に比して現実の貯蓄が少なすぎる場合には、貯蓄意欲が減退することは悪いことであるだろうが、貯蓄が多すぎる場合には、貯蓄意欲の減退は悪いことではないのである。

今現実には貯蓄が適正な水準にあるか少なすぎるとしよう。その場合、没収的な相続税によって貯蓄が減少するとすれば、確かにそれは問題であるように思われる。しかし、貯蓄に影響するのは相続税だけではない。例えば、所得税や消費税も影響する。だか

⁷⁸ ごく簡単に言えば、現在の世代が消費せずに貯蓄することで生まれる効用の減少とその貯蓄を将来の世代が消費することで生まれる効用の増大とを差し引きして、プラスになればもっと貯蓄することが好ましく、マイナスになれば消費を増やすことが好ましく、ゼロになれば現在の貯蓄水準のままでいることが好ましい（Tullock 1964：331～332）。要するに、現在の世代が貯蓄することで将来の世代は恩恵を受けるけれども、その恩恵のために現在の世代が払う犠牲が合理的なものかどうかの問題なのである。

ら、相続税収が伸びたぶん所得税や消費税が軽減されるならば、それは貯蓄を促す効果をもつだろう（森村2007：1168）。また、アルストットやホルツイーキンが指摘しているように、他の財政・金融政策が貯蓄に与える影響のほうかはるかに大きく、適正と考えられる貯蓄水準は、政府が例えば財政赤字を減らすことによって達成できる（Alstott：388、Holtz-Eakin：513）。要するに、貯蓄水準は、相続税だけによって決まるわけではなくて、様々な政策の組み合わせによって決まるので、相続税だけを問題にすることは適切でないのである。

たしかに、貯蓄の動機として、自分の将来に備えてというよりも子供に遺産を残すために貯蓄するという人もいるだろう。したがって、相続制度の廃止によって貯蓄が減少するでしょう。どのように減少するのだろうか。人々があまり働かなくなることが必ずしも悪いことではないということは、第2の議論に関して既に述べた。もう1つ考えられるのは、貯蓄して没収されるよりも使ってしまう、つまり消費が拡大するということである。これに関してマカフェリーは、消費が拡大すれば、消費生活の不平等が大きくなるという指摘をしている（McCaffery 1994a：323～324）。つまり、相続制度の廃止が不平等を拡大するというわけである。しかし、たくさん働いて儲けた人とそうでない人との間の不平等は、原則として問題ではない。

さらに第3の議論は、経済成長がよいことだということを前提にしている。しかし、いつまでも経済成長が続くことがよいことだという考え方はかなり怪しい。正義を犠牲にして経済成長を推進するよりも、むしろ反対に経済成長を諦めて不正な利得を廃止することのほうが望ましいのである。

そもそも、人が老後や不測の事態に備えて20歳前後から60歳前後まで貯蓄をし、それを使って60歳前後から80歳前後または90歳前後まで生活して最後に無一文で亡くなったとしたら、その一体どこが悪いのだろうか。もし仮に政府から「お前は貯蓄が少ない」とか「働き者ではない」と言われるとしたら、余計なお世話だと言わざるを得ない。

したがって、相続制度を擁護する功利主義的な議論は3つのものがあるけれども、いずれも相続制度を正当化できていないのである。

第5章 では、故人の遺産をどうするか

第1節 子供の養育・教育

第2章の終わりで、遺産相続権の道徳的正当性に関して一応の結論を述べておいた。すなわち、潜在的持分説と扶養説とに一定の合理性を認めることはできるが、原則的に遺産相続権は正当ではない。残った遺産はさしあたり政府の管理下におくのが妥当である。

この結論を分かりやすく言い換えると、「相続税の極大化」とか「相続税率100%」と表現することもできる。そうすると、どうなるだろうか。日本の場合、平成18年における相続税の納付額は、約1兆2200億円である。それに対して課税価格——すなわち課税対象となった相続額——は、約10兆4000億円である（国税庁：168）。相続税率100%ということは、単純に言えば、この約10兆4000億円がそのまま相続税になるということである。ただし、現在はかなり大きな基礎控除が認められているので、相続税がそもそも課されない場合が多い。平成18年の死亡者数は108万4450人（A）であるのに対して、相続税が支払われた被相続人の数は4万5177人（B）であり、相続税が課された人の割合（ B/A ）は約4.2%にすぎない⁷⁹。相続税率100%という考え方からすると、現在は相続税が課されていない約95.8%の人も、その多数が課税されることになるだろうから、相続税額はもっと大きくなると考えられる。しかし他方で、相続税率が100%ということになれば、多くの人が節税対策を施すだろうから、課税価格——すなわち課税対象となる遺産——が大きく減少するとも考えられる。このあたりのことについて正確なことを言うことはできないが、相当の相続税にはなるだろう。

では、それだけの遺産を政府の管理下においてどうするのか。政府が自由に使える一般財源とすべきか。しかし、政府に安易な財源を与えるべきではないという観点からは、政府が管理する故人の遺産の用途をできるだけ明確化しておいたほうがよい。そのような観点から、この節では、少しでも具体的な提言を考えてみたい。

その前にまず、八島と笠井がそれぞれ興味深い提案を行っているので、それらについて簡単に見ておこう。八島は次のように述べている。

⁷⁹ 死亡者数については厚生労働省2007：3、被相続人の数については国税庁：168による。

極力個人の自由を保障するために、一つの構想として、国家が管理している死者の遺産を用いて、個人の誕生からある一定の時期までの間に国家が各個人に対して一定額の積み立てを行い、これを終期に給付するようなシステムを導入することが考えられる。ただし、ある一定の時期よりも早く受け取りたいと考える個人に関しては、早く受け取った時からある一定の時期までの期間分の積立金を支給しないことを条件に、そうした受け取りの自由も認める（八島：130）。

この制度を八島は「自立積立金」制度と呼ぶ。話を具体的にしよう。「ある一定の時期」とは、「その社会において成人になると承認されている時期」と考えられるので（八島：131）、仮に18歳としよう。また「単位期間ごとの積み立て額」は、「一人の人間がその社会で生活していくのに最低限必要とされる勤労所得の金額」が基準になるので（八島：131）、仮に月10万円としよう。そうすると、自立積立金制度は、18歳になった個人に対して2160万円（10万円×12ヶ月×18年）を給付することになる。しかし、どうして、成人し自分で働いて生きていけるようになった人間に対して、これほど多額の「自立積立金」を給付するのだろうか。その額は、要するに18年間分の生活費に相当する。反対に子供が3歳で自立積立金を必要とした場合には、給付されるのはわずか360万円（10万円×12ヶ月×3年）である。これで3年間の生活は保障されるかもしれないが、その後はどうなるのだろうか。子供が生まれて直ぐに自立積立金を必要とした場合には、一銭も給付されない。これでは、自立積立金制度は、必要な時に余りもらえなくて必要でない時にたくさんもらえる、奇妙な制度だと言わざるをえない。

他方、笠井は、育児費用は市場社会が負担すべきであり、その「資金には、死後の個人財産をあてることが妥当である」と主張する（笠井：89、221）。要するに、すべての子供に養育費を支給するという考えである。これは、笠井にとっては、自由競争におけるスタートラインの平等を保障するために重要である。しかしながら、親に子供を養育する十分な資力がある場合にまで、子供に養育費を支給する必要はないだろう。

通常であれば、子供は親によって養育される。しかし現実の世の中では、親のいない子供や、親がいてもなんらかの事情で親によって養育されない子供もいる。そのような子供が今の日本で約3万6千人いる⁸⁰。親の世代の財産が死後に残った場合、それはま

⁸⁰ 厚生労働省2004：2。里親委託児と養護施設児と乳児院児の数を足したものである。

ず第1に、このような子供に振り向けられるべきである。これらの子供も、自由な人間になるためには、一定の養育と教育が絶対に不可欠だからである——そして養育と教育を受けて成人すれば、自分で働いて財産を獲得することもできる。その次には、親によって養育されていても、親が経済的に貧しくて十分な養育が受けられない子供もいる。故人の遺産は、そのような子供の養育支援にも振り向けられるべきであろう。

もちろん、政府が管理する故人の遺産に、他に適切な使途がないというわけではない。防衛も警察も他の公共財の提供も恐らく政府の適切な任務であり、政府が故人の遺産をそれらの財源にあてることは不当ではないだろう。しかしながら、これら公共財の提供は、どれほど手厚く提供するか、提供の水準をどれほど低くするかに関して裁量の余地がある。それに対して、上の段落で述べた養育支援は、生まれてきた子供が（自由な）人間になるために絶対に必要である。その意味で優先順位が上であり、特に明言しておきたいのである。

また言うまでもないことだが、生まれてきた子供、すべての子供をその社会で通用する一人前の人間にするという考えは、自由競争の出発点の平等という考え方ともつながっている。というのは、もし十分な養育を受けられない子供がいるならば、自由競争の出発点の平等はまったく実現しないからである。ただし、すべての子供が十分な養育と教育を受けられたからといって、自由競争の出発点の平等が完全に実現するわけではない。というのは、裕福な親は自分の子供を十分以上に豊かに養育・教育し、その子供たちはそうでない子供たちよりも有利な位置に立つだろうからである。これを矯正し、より完全に出発点の平等を実現することは、自由主義の立場に立つ限り、非常に難しい。

第2節 疑問に答える

それでは次に、私がこれまで述べてきた相続権否定論に関して想定される、4つの疑問に簡単に答える。まず第1に、伝統文化の継承はどうなるのか。これはつまり、遺産の継承が否定された場合、伝統文化の継承もなくなるのではないか、という懸念であろう。しかし、例えば落語の場合、師匠のもとに、意欲と才能のある人たちが弟子入りし、そこで修行を積んで前座になり二ツ目になり、やがて真打ちになっていく。そして

その中でも最も芸を完成させた人が、最後に師匠の名を継ぐ。そのような伝統文化の継承はあってよいだろう。ここで大事な点は、入門に際し門戸が人々に開かれていること、そして修行や昇進の過程でも最後に誰が師匠の名を継ぐかに関しても自由競争の原理が働くことである。反対に伝統文化の継承が世襲であったならどうなるだろうか。その場合、まず第1に、子供には職業選択の自由がないことになる。第2に、子供に才能や意欲があるとか子供が努力するとかの保証はないので、世襲制では伝統文化が継承され発展していくというよりも、むしろ伝統文化の継承・発展を妨げることになるだろう。

この疑問は、つぎのような形をとることもある。文化遺産といってよいような家屋が、相続税を払うために売りに出されるのは、悲しいことではないか。しかし、私の相続権否定論では、遺産は政府に没収されるので、遺族が相続税を払う必要はない。たしかに政府は、没収した家屋を売って現金化するだろう。そこで、買う人がいれば、特に悲しむべきことではない。もちろん、買った人がそのような家屋をどのように利用するか——まったく元のままに利用するか、昔風の作りと現代風の利便さを組み合わせて利用するか——は、その人の自由である。もしそのような家屋をできるだけ元のままの形で残したいということであれば、そのような意欲のある人に売ればよい。高額すぎてなかなか買い手がつかないということであれば、そのような家屋の保存に関心のある人たちがみなでお金を出し合って買い取ればよいのである。

この疑問は、さらに次のような形をとることもある。ある種の商工業——例えば旅館——の伝統は家族経営の中で継承されていくのではないか。しかし、その必要はない。世襲制が伝統の発展にとって好ましくないことは、既に述べた通りである。それだけではなく、事業には一定の財産や社会的地位も伴うので、事業の世襲制は階級の固定化になる。例えば八百屋の子供が八百屋になり、旅館の経営者の子供が旅館の経営者になり、鉄工所の子供が鉄工所を継ぎ、医者の子供が医者になる、そのような社会はある意味で安定しているかもしれないが、自由社会の理想ではない。現代では家族経営で後継ぎがいなくて困っていることがあるが、それはむしろ好ましいことである。経営者は年を取ったならば、自分の事業所財産を、最も意欲と能力のある人に売り渡せばよい——そうすれば、事業は最もよい仕方継承されるだろう。

第2に、世代間で恩の連鎖といったことがあるのではないか。これはつまり、2代目は、1代目から譲り受けたものを3代目に譲り渡すことによって恩返しをする、そのような恩の連鎖にはなにか良いところがあるのではないか、という疑問である。たしかに人は、親から育ててもらった恩を、自分自身の子供を育てることによって返す。人から親切にしてもらった恩を、別の人に親切にすることによって返す。そのような恩の連鎖はあってよい。つまり、相続権が否定されたからといって、恩の連鎖が不可能になるわけではない。しかし、恩の連鎖がよいことだからといって、遺産相続もよいことだということにはならない。恩の連鎖と遺産相続とは別問題なのである。

この疑問は、次のような形をとることもある。よく出される例であるが、1代目が木を植え、2代目が育てて、3代目が木を伐って売るといような場合はどうなるのか。相続が否定されれば、このような林業は不可能になるのではないか。そうではない。例えば、1代目が禿げ山を買って木を植えて育て、25年ほど経って自分が年をとったときにその山を2代目の人に売り、その代金を自分の老後の資金に充てる。2代目の人は、買った山の木をさらに育てて、やはり25年ほど経って自分が年をとったときにその山を3代目の人に売って、その代金を老後の資金に充てる。3代目の人は、買った山の木をもう少し育てて最後に伐採して木を売る、というようなことは十分可能であろう。1代目の人が山を買ったときよりも2代目の人が山を買うときのほうが、さらにそのときよりも3代目の人が山を買うときのほうが、山の価値が高まっているだろうからである。この疑問は、資本を投下してから収益を上げるまでに長い時間がかかって1世代では終わらないということを指摘していた。しかし、工業製品の場合に1次加工する人と2次加工する人と3次加工する人とが別々であってよいように、また木材で家を建てる人と製材業者と木を伐る人とが別々であってよいように、木を植える人と育てる人と伐る人とが別々であってもよいのである。たしかに、木を伐る3代目の人に、2代目の人から山を買う資金があるだろうか、と疑問に思われるかもしれない。しかし、製材業者は3代目の人から木を買うお金があるのだから、3代目の人にいわば原材料を購入する資金がないという法はない。またもし資金がどうしても足りなければ、その場合には何人かで共同して2代目の人から山を買えばよいのである。

第3に、遺体に関して功利主義者が、臓器の提供を必要としている人たちに再配分し

て有効に活用すべきだと考えるのは、理解できる。筆者自身は、功利主義者でないというのならば、遺体に関してどのように考えているのか。特に、遺産を公共の物として政府が没収して利用してよいということであれば、遺体に関しても同じことにならないか。しかし私・筆者は、第1章の最後のところ（18頁）で論じたように、遺体と遺産は違うと考える。たしかに多くの場合に権利と義務とは対応関係にあるが、常にそうとは限らない。相手に権利のないところでこちらに義務がある、そういう場合がある。遺体の場合がその1例である——すなわち、故人も遺体も権利の主体ではない、にもかかわらず、生き残った者には、敬意をもって遺体を取り扱う義務がある。具体的には遺体を然るべき仕方で葬る——自然に帰す——義務がある。したがって私は、遺体の再利用に基本的に反対である。しかしながら、限界状況では、例えば雪山で遭難して、生き残っている者が生き延びるために、先に亡くなった者の死体を食べるようなことは、道徳的に許されるかもしれない。生きている者の必要性のほうが、遺体に対する義務を凌駕するように思われるからである。もしそうならば、臓器の提供を受けないと死んでしまうような患者がいた場合、そのような患者の必要性は、遺体に対する義務を凌駕するかもしれない。あるいは、遺体の再利用も、敬意をもって遺体を取り扱う1つの仕方でありうるかもしれない。けれども、これはまさに「滑り坂」である。というのは、遺体が再利用できるとなると、他人の死を待つようになり、さらに他人の死を願うようになる。しかし、ある人が生きられるように他人の死を願うことが道徳的に正しいかどうか、疑問である。

第4に、自分で稼いだお金はすべて消費してよいということは、自分で生産した富はすべて浪費してよいということでもあり、そうすると、現在の世代が資源を使い尽くして、将来の世代に資源が残らないようなことにもなるのではないか。たしかにこれは環境を巡る世代間倫理として重要な問題である。少し具体的に考えてみよう。漁業資源の場合、今年大量に捕れたならば来年は捕れなくてもよいと考える漁業者はあまりいないだろうから、ここでは資源がなくなるという問題は起こらないように思われる。もちろん人間は賢明とは限らないから、間違いを犯すこともある。しかし、基本的に問題は避けることができる。石油はどうか。石油は再生可能ではなくて、有限な資源である。ここで、とりあえずリバタリアン的な返答は、資源が希少になってくれば、価格が上がっ

て消費が抑制されるだろうというものである。しかし、もちろん、これは問題の先送り
でしかない。たとえあと30年と思われた石油の供給が60年に延びるとしても、使い尽く
されるのは時間の問題であり、数百年後の人類には石油が残されていないだろう。数百
年後に人類がどのように生活しているか、想像もつかないが、30年後や60年後であれば
想像できる。ここでも、たしかに将来の世代は未だ権利の主体ではないけれども、私た
ちには、将来の世代のことを配慮する義務があるのではないか。たとえ未だ生まれて来
ていないとしても、30年後や60年後に生きているだろう人たちが、私たちと同じように
人間であることは確かだからである。ただし、将来の世代に対して配慮する義務が具体
的にどのような形をとるのか、私には未だよく分からない。近代における暗黙の前提
は、私たちが労働することによって世界がより良くなるということであった。そのこ
とを考えると、私たちが汚染によって世界をより悪くしないという義務はありそうであ
る。

結論

本論考は、相続権否定論を出発点とした。それは、死者に権利はないという考えが非常に強力であり、したがって私有財産の所有権者が亡くなったとき、その私有財産は所有権者を失い、私有財産以前の状態（無主または共有）に戻るという考えが非常に説得的だからである。言うまでもなく、私有財産以前の状態に戻った物に対して、どの特定の個人が特権をもつということもない。私有財産以前の状態が無主にせよ共有にせよ、そのような物に対しては、すべての人が等しい位置に立つ。しかし現実には、遺産相続ということが行われている。では、遺産相続は、どのような根拠で正当化されているのだろうか、そのような正当化の試みは本当に成功しているのだろうか。これが、本稿の問題関心であった。

第1章では、まず手始めにジョン・ロックの遺産相続権論を検討した。そこではまず、『統治論』の解釈作業を通して、ロックの見解は次の2点を主たる構成要素としていることを明らかにした。すなわち、故人が自分の遺産を自分の好きな者に与えることができるということ（遺贈権）と、自分の子孫を残したいという強い欲求とである。その上で、死者に権利があるとは考えられないことを論じて、ロックの遺贈権という考え方を批判した。

第2章では、扶養説、潜在的持分説、意思説の3つを検討した。ここでは、扶養説と潜在的持分説に一定の合理性があることが明らかになった。ただし、それは一定の合理性という限定的なものであって、扶養説や潜在的持分説によって遺産相続の全体が正当化されるというのではない。扶養説は、扶養に必要なだけの財産を相続することを正当化するにすぎないし、潜在的持分説によっても、潜在的持分であるだけのものの回復が正当化されるにすぎない。したがって、相続一般の正当化としては、扶養説も潜在的持分説もまったく不十分なわけである。また、この2説との関連で、扶養説によって相続が認められ、潜在的持分説によって権利の回復が計られる人は家族・親族に限定される必要がないことも指摘した。意思説は、私有財産権を死後にも延長する見方と捉えられる。それに対して私は、私有財産権を死後にも延長する動機を考察して、そこに道徳的正当性がないことを主張した。

第3章では、さらに、生前契約説と信託説、先占説と公益（規約）説という4つの説を検討した。生前契約説と信託説は、意思説をさらに洗練させた理論である。まず、意思説が相続を死者の意思に基づけようとしたのに対して、生前契約説は相続を生者の意思に基づけようとする。すなわち、生前の意思を死後に執行すると考えるわけである。しかし、死後の遺産はもはや故人の私有財産ではないので、それに生前の意思を適用することはできないのである。次に信託説は、受託者をおくことによって、被相続人の死亡時点と相続人の相続時点との時間的隙間を埋めようとする。これはよく考えられた理論である。しかし、信託の実態を見るならば、受託者が信託財産の所有者だというのは名義上のことにすぎず、実質的な所有者は委託者（＝受益者）である。そうであれば、委託者が死亡した時点で、委託者の私有財産権は終わり、故人の遺産（受託財産）に対して受託者はなにをすることもできないのである。先占説も思いつきとしてはよいかもしれないが、理論としてはとうてい受け入れられないことを私は指摘した。公益（規約）説は、自然権を基礎とした相続権否定論にとって意外に手強いかもしれない。この説は、相続を自然権ではないと認め、遺産を社会のものと認めた上で、相続を社会的規約として復活させようとするからである。しかし、その規約の内容を見てみれば、ある人には多くを与え、別の人にはなにも与えないのだから、すべての市民・国民を同じようには処遇していない。したがって、法の下での平等という理念に適っていないのだから、そのような社会的規約は不正なのである。

第4章では、相続制度を擁護する功利主義的な議論3つを検討した。第1の議論は、相続させたいという欲求が満たされることには効用があるという、被相続人の効用に直接訴えかける議論である。それに対して私は、功利主義の議論として見た場合、この議論は相続制度の負の効用を計算に入れていないという欠陥があることをまず指摘し、次いで功利主義はむしろ遺産の再配分を支持するという議論を述べた。それは、遺産相続によって生まれる効用よりも、遺産を真に困窮している人たちに再配分することによって生まれる効用のほうがずっと大きいだろうからである。第2の議論は、相続制度の否定は人々の労働意欲を減退させるのに対して相続制度は人々の労働意欲を引き出すという労働促進説である。しかし、この議論に対しては、3点の指摘を行った。まず、人々が労働する動機は様々なので、相続制度の否定が人々の労働意欲を減退させるという主

張が疑わしいこと。次いで、被相続人の労働意欲が減退したとしても相続人の労働意欲は高まり、こちらの影響のほうが大きいだろうこと。最後に、労働意欲が減退し人々があまり働かなくなった場合、そのぶん人々は家族と一緒に過ごしたり、友人と余暇を楽しんだりするだろうから、そこで直接に幸福・効用が得られるということである。第3の議論は、相続制度の否定は人々に貯蓄意欲を失わせるのに対して相続制度は人々の貯蓄意欲を引き出すという、貯蓄促進説である。この議論に対してはいくつかの点を述べたけれども、基本的な論点は次の2つである。まず、この議論は高齢者には当てはまるかもしれないけれども、青年・壮年の人には当てはまらない、したがって相続制度が否定されたとしてもその影響は限定的だということである。もう1つは、高齢の人が、自分が若かった時に貯蓄したお金を使って生活し、最後に無一文で亡くなったとしても、なんら悪いことではない、ということである。

このように第1章から第4章までを振り返ってみると、所期の目的は達成されたと思われる。すなわち、遺産相続を正当化する試みを検討し、その試みには様々なものがあるけれども、どれも正当化に成功していないことを示せたと思う。

最後に第5章では、2つのことを行った。1つは、では故人の遺産をどうするかという問題に関して、いちおう政府の管理下におくとした上で、相続税収の使い道の提言である。すなわち、第1に、親のいない子供や親がいてもなんらかの事情で親によって養育されない子供の養育費に充てるべきであり、次に、親によって養育されていても、親が経済的に貧しくて十分な養育が受けられない子供の養育支援にも向けられるべきだということを述べた。これは、子供が自由な人間として生きていくために絶対に必要不可欠だからである。もう1つは、相続権否定論に関して想定される4つの疑問に答えることである。4つの疑問とは、第1に伝統文化の継承の問題、第2に世代間の恩の連鎖、第3に遺体に関する筆者の見解、第4に資源を巡る世代間倫理の問題である。それらに関して、十分とは言えないかもしれないが、現時点での筆者の見解を簡単に述べておいた。

参考文献

- 浅井清信編、『末川先生還暦記念 民事法の諸問題』、有斐閣、1953年。
- 浅野幸治〔2006〕、「ジョン・ロックの私有財産論——その批判的再構成の試み」、
『豊田工業大学ディスカッションペーパー 第2号』。
- 〔2008〕、「相続の根拠としての意思説」、岩手哲学会『フィロソフィア・イワ
テ』第40号、31～44頁。
- 新井誠、『信託法 第2版』、有斐閣、2005年。
- 安藤馨、『統治と功利——功利主義リベラリズムの擁護』、勁草書房、2007年。
- 伊勢田哲治・榎則章編、『生命倫理学と功利主義』、ナカニシヤ出版、2006年。
- 伊藤昌司〔1981〕、『相続法の基礎的諸問題』、有斐閣。
- 〔1984〕、「相続の根拠」、星野：341～366 に所収。
- 〔2002〕、『相続法』、有斐閣。
- 稲子恒夫・宣子、「相続と生活保障」、『民商法雑誌』第40巻6号（1959年）、
885～899頁。
- 今泉孝太郎・田中實編、『比較法と私法の諸問題——小池隆一博士還暦記念論文集』、
慶応通信、1959年。
- 岩垂肇〔1951〕、「相続の根拠と現代相続法の目標——相続権の扶養性と社会性」、
『民商法雑誌』第26巻4号（1951年）、205～217頁、同6号（1951年）、
360～367頁、第27巻2号（1952年）、91～109頁。岩垂1974：209～254 に
再録。
- 〔1974〕、『身分法の研究——離婚権・相続権』、有信堂。
- 〔1982〕、「相続の根拠（再論）」、『民商法雑誌』第86巻4号、544～558
頁。
- 遠藤浩〔1957〕、「相続の根拠をめぐって——相続争いを中心にして」、『私法』第17
号、88～95頁。
- 〔1980〕、「相続の根拠」、中川善之助先生追悼：1～14 に所収。
- 大竹近香、「相続権の根拠——民法（1）」、『関西大学法学会誌』第2号（1957
年）、221～233頁。
- 大原長和、「遺言相続と無遺言相続——相続法の再構成」、九州大学教養部『社会科学
論集』第18集（1978年）、1～22頁。
- 奥野満里子〔1998〕、「シジウィックの快樂説再考」、関西哲学会『アルケー』第6
号、38～48。
- 〔1999〕、『シジウィックと現代功利主義』、勁草書房。
- 尾高朝雄・峯村光郎・加藤新平編、『法哲学講座第8巻 現代実定法の基本問題
（III）』、有斐閣、1956年。
- 笠井潔、『国家民営化論——ラディカルな自由社会を構想する』、光文社知恵の森文

庫、2000年。

川上房子、「相続権に関する二三の考察」、九州大学法政学会『法政研究』第27巻1号（1960年）、89～116頁。

カント（加藤新平・三島淑臣訳）、「人倫の形而上学 <法論>」、野田：323～523に所収。

木下明、「相続」、尾高他：95～123 に所収。

厚生労働省〔2004〕、「児童養護施設入所児童等調査結果の概要」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局。<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0722-2.html>

——〔2007〕、「平成18年 人口動態統計（確定数）の概況」、厚生労働省大臣官房統計情報部。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei06/dl/data.pdf>

国税庁、「第132回国税庁統計年報書 平成18年度」、国税庁長官官房企画課、2008年。<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/h18/h18.pdf>

児玉聡、「功利主義と臓器移植」、伊勢田・樫：170～192に所収。

近藤英吉、『相続法論（上）』、弘文堂書房、1936年。

佐藤隆夫、「現代家族法の諸問題（15）（完）——相続権の根拠について」、『戸籍時報』512号（2000年3月）、17～24頁。

鈴木禄弥、『相続法講義 改訂版』、創文社、1996年。

関嘉彦編、『ベンサム J. S. ミル（世界の名著 第49巻）』、中央公論社、1979年。

ソポクレース（呉茂一訳）、『アンティゴネー』、岩波文庫、1961年。

高梨公之〔1958〕、「相続と扶養——相続意思とこれを阻止するもの」、『ジュリスト』147号、46～50頁。

——〔1959a〕、「相続と被相続人の意思」、今泉・田中：203～218に所収。

——〔1959b〕、「相続における意思の作用」、『民商法雑誌』第38巻6号、917～932頁。

道垣内弘人、『信託法入門』、日本経済新聞出版社、2007年。

中川善之助〔1953〕、「家族形態と相続形態——相続権の根拠」、浅井：127～140 に所収。

——〔1954〕、『註釈相続法（上）』、有斐閣。

——〔1961〕、「相続の生活保障的機能について」、『学習院大学政経学部研究年報』第8号、1～18頁。

中川善之助先生追悼、『現代家族法大系 第4巻 相続Ⅰ——相続の基礎』、有斐閣、1980年。

中川善之助・泉久雄〔1992〕、『新版註釈民法 第26巻 相続Ⅰ』、有斐閣。

——〔2000〕、『相続法 第4版』、有斐閣。

野田又夫編、『カント（世界の名著 第39巻）』、中央公論社、1979年。

福田政之・池袋真実・大矢一郎・月岡崇、『詳解 新信託法』、清文社、2007年。

- ヘロドトス（松平千秋訳）、『歴史 上・中・下』、岩波文庫、1971～1972年。
- 星野英一編、『民法講座 7 親族・相続』、有斐閣、1984年。
- L・マーフィー／T・ネーゲル（伊藤恭彦訳）、『税と正義』、名古屋大学出版会、2006年。
- 前川和子、「遺言相続と法定相続」、関西大学大学院『法学ジャーナル』第17号（1976年）、1～39頁。
- 松本暉男、「わが『相続法』の非『扶養法』的性格について」、『関西大学法学論集』第15巻4・5・6合併号（1966年）、511～536頁。
- J. S. ミル（伊原吉之助訳）、「功利主義論」、関：459～528に所収。
- 村川堅太郎編、『世界の歴史 2 ギリシアとローマ』、中公文庫、1974年。
- 森永卓郎、「消費税論議を吹き飛ばす、相続税改正の大きなパワー」、日経BPネット安全・安心サイト連載コラム第122回（2008年3月3日）、1～4頁。<http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/column/o/122/>
- 森村進〔1995〕、『財産権の理論』、弘文堂。
- 〔2001〕、『自由はどこまで可能か——リバタリアニズム入門』、講談社現代新書。
- 〔2007〕、「リバタリアンな相続税」、『一橋法学』第6巻第3号、1153～1178頁。
- 八島隆之、「リバタリアニズムと論理整合的な制度についての試案——相続制度否定論とその下で要請される3つの制度」、日本法哲学会『法哲学年報』2005年度（2006年）、125～134頁。
- 柳澤秀吉・緒方直人編、『親族法・相続法 新 現代社会と法シリーズV』、嵯峨野書院、2006年。
- ジョン・ロック（鶴飼信成訳）、『市民政府論——市民政府の真の起源、範囲および目的について』、岩波文庫、1968年。
- （伊藤宏之訳）、『全訳 統治論』、柏書房、1997年。
- 我妻栄・有泉亨・遠藤浩・川井健、『親族法・相続法 第2版』、勁草書房、2005年。
- Alstott, Anne L. “The Uneasy Liberal Case Against Income and Wealth Transfer Taxation: A Response to Professor McCaffery.” *Tax Law Review* 51 (1996): 363-402.
- Bracewell-Milnes, Barry. *Euthanasia for Death Duties: Putting Inheritance Tax Out of Its Misery*. London: The Institute of Economic Affairs, 2002.
- Erreygers, G. and Vandeveld, T. ed. *Is Inheritance Legitimate? Ethical and Economic Aspects of Wealth Transfers*. Berlin: Springer, 1997.
- Gale, William G., James R. Hines Jr., and Joel Slemrod, ed. *Rethinking Estate and Gift Taxation*. Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2001.
- Halbach, Edward C. ed. *Death, Taxes and Family Property*. St. Paul: West Publishing Company, 1977.

- Harris, John. [1983]. "In Vitro Fertilization: The Ethical Issues (I)." *The Philosophical Quarterly* 33: 217-37.
- . [1992]. *Wonderwoman and Superman: The Ethics of Human Biotechnology*. Oxford: Oxford University Press.
- . [2003]. "Organ Procurement: Dead Interests, Living Needs." *Journal of Medical Ethics* 29: 130-34.
- Harris, J. W. "Inheritance and the Justice Tribunal. " In Munzer: 106-37.
- Haslett, D. W. [1986]. "Is Inheritance Justified?" *Philosophy & Public Affairs* 15, no. 2 (Spring): 122-55. Reprinted with revision in Haslett 1994: 235-61.
- . [1994]. *Capitalism with Morality*. Oxford: Oxford University Press.
- Holtz-Eakin, Douglas. "The Uneasy Empirical Case for Abolishing the Estate Tax." *Tax Law Review* 51 (1996): 495-515.
- Holtz-Eakin, Douglas, David Joulfaian, and Harvey S. Rosen. "The Carnegie Conjecture: Some Empirical Evidence." *Quarterly Journal of Economics* 108 (May 1993): 413-35.
- Kristol, William. *The Weekly Standard: A Reader: 1995-2005*. New York: Harper Perennial, 2006.
- Locke, John. *Two Treatises of Government*, ed. Peter Laslett. Cambridge: Cambridge University Press, 1988.
- McCaffery, Edward J. [1994a]. "The Uneasy Case For Wealth Transfer Taxation." *Yale Law Journal* 104, no. 2: 283-365.
- . [1994b]. "The Political Liberal Case Against the Estate Tax." *Philosophy & Public Affairs* 23, no. 4 (Fall): 281-312.
- Munzer, Stephen R. *New Essays in the Legal and Political Theory of Property*. Cambridge: Cambridge University Press, 2001.
- Otsuka, Michael. *Libertarianism Without Inequality*. Oxford: Oxford University Press, 2003.
- Pogge, T. and Horton, K. ed. *Global Ethics: Seminal Essays*. St. Paul, Minnesota: Paragon House, 2008.
- Simmons, A. John. *The Lockean Theory of Rights*. Princeton: Princeton University Press, 1992.
- Singer, Peter. [1972]. "Famine, Affluence, and Morality." *Philosophy and Public Affairs* 1, no.1 (Spring 1972): 229-43. Reprinted in Singer 2002: 145-56, and in Pogge & Horton: 1-14.
- . [2002]. *Unsanctifying Human Life*, ed. Helga Kuhse. Oxford: Blackwell, 2002.
- Steiner, Hillel. *An Essay on Rights*. Oxford: Blackwell, 1994.
- Stelzer, Irwin M. "Inherit Only the Wind: A Thought Experiment in Support of

- Estate Taxes.” *The Weekly Standard* , May 26, 1997: 27-29. Reprinted in Kristol: 103-8.
- Tullock, Gordon. [1964]. “The Social Rate of Discount and the Optimal Rate of Investment: Comment.” *Quarterly Journal of Economics* 78: 331-36.
- . [1971]. “Inheritance Justified.” *Journal of Law and Economics* 14 (1971): 465-74. Reprinted in Tullock 2004: 247-57.
- . [2004]. *The Selected Works of Gordon Tullock Vol. 1: Virginia Political Economy*. Indianapolis: Liberty Fund.
- Waldron, Jeremy. *The Right to Private Property* . Oxford: Clarendon Press, 1988.

編 集 後 記

本号で、『豊田工業大学ディスカッションペーパー』は第3号となる。創刊号は05-1号、第2号は06-1号であったが、今号から正式に、通し番号で号数を表すことにした。そのほうが、『豊田工業大学ディスカッションペーパー』における研究の蓄積（歴史）が感じられてよいと考えた次第である。

豊田工業大学ディスカッションペーパー 第3号

発行日 2009年5月25日

編集・発行 豊田工業大学人文科学研究室

連絡先 〒468-8511 名古屋市天白区久方2丁目12-1

豊田工業大学 浅野幸治

Tel. 052-809-1754

E-mail: asano@toyota-ti.ac.jp
